

第三者評価結果入力シート（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

① 第三者評価機関名

特定非営利活動法人 介護と福祉の調査機関おきなわ

② 評価調査者研修修了番号

SK2024176
12保A006
12保B009
17保A003

③ 施設名等

名称：	児童養護施設 漲水学園	
施設長氏名：	嵩里 公敏	
定員：		24名
所在地(都道府県)：	沖縄県	
所在地(市町村以下)：	宮古島市平良字西仲宗根745-5番地	
T E L：	0980-72-4960	
U R L：		
【施設の概要】		
開設年月日	1972/3/27	
経営法人・設置主体(法人名等)：	社会福祉法人 沖縄県社会福祉事業団	
職員数 常勤職員：		10名
職員数 非常勤職員：		2名
有資格職員の名称(ア)	教員免許	
上記有資格職員の人数：		2名
有資格職員の名称(イ)	社会福祉主事	
上記有資格職員の人数：		2名
有資格職員の名称(ウ)	保育士	
上記有資格職員の人数：		4名
有資格職員の名称(エ)	認定心理士	
上記有資格職員の人数：		1名
有資格職員の名称(オ)	看護師(兼務)	
上記有資格職員の人数：		1名
有資格職員の名称(カ)	管理栄養士(兼務)	
上記有資格職員の人数：		1名
施設設備の概要(ア)居室数：	18室	
施設設備の概要(イ)設備等：	自立支援室・図書室・学習室・心理室・個別対応室	
施設設備の概要(ウ)：		
施設設備の概要(エ)：		

④ 理念・基本方針

理念：

利用者本位のサービスの質の向上と経営基盤の強化を図るとともに、広く地域に貢献し、地域の人々に信頼され愛される法人を目指します。

基本方針：

1. 利用者の人権を尊重し、安全・安心・快適なサービスの提供に努めます。
2. 経営改革の視点と意欲を持ち、透明性が確保され、効率的でバランスの取れた健全な経営に努めます。
3. 地域社会の一員として自覚を持ち、地域と共生・協働に努め、地域に密着した福祉事業を展開します。

⑤ 施設の特徴的な取組

1. 権利擁護・人権尊重の観点より、個々の主体性を尊重し人権や最善の利益を考慮した養育支援に努め意見表明・意見聴衆の環境を整えて支援します。
2. 安心安全な養育環境を築き、こどもと支援者の信頼関係を構築し生活感と温かみが実感できる施設づくりに取り組んでいます。
3. 地域の生活困窮世帯児童を対象とした無料塾（外部学習支援にじいろ塾）の実施。
4. 宮古島市子育て支援事業の受け入れ実施。

⑥ 第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2025/10/2
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2026/2/16
前回の受審時期（評価結果確定年度）	令和4年度

⑦ 総評

◇特に評価の高い点

1. こどもの権利についての理解を促す取り組みを実施している。

こどもの権利擁護に向け、法人の職員倫理綱領やサービス提供方針を玄関に掲示し、周知を図っている。虐待防止マニュアルの整備や研修の実施を通じ、職員の行動基準に権利擁護を明確に位置付けている。こどもの意向を把握するため、児童会議やアンケート、意見箱を活用するほか、毎月4日間は県派遣のアドボケートによる聞き取りを実施している。また、入所時や年1回の学習会では「権利ノート」を用い、プライベートゾーンの問題や自他の権利について発達段階に合わせて伝えている。養育目標に「他人への思いやり」を掲げ、こども同士のトラブル時には双方の人格を尊重して解決を促している。職員は倫理綱領の自己評価を行い、権利侵害の防止と早期発見に努めている。

2. 施設は家族との信頼関係づくりや親子関係再構築のための家族支援に取り組んでいる、家族からの相談に応じる体制を確立している。

家族との信頼関係構築や親子関係の再構築に向け、家庭支援専門相談員が中心となって保護者への相談対応や調整を行っている。入所時には相談窓口を明確にし、専門相談員は各会議への参加を通じて情報を共有しながら、家族関係の調整にあたっている。家族交流についてはマニュアルや支援計画に基づき、面会や外出、一時帰宅を計画的に実施している。実施の際は誓約書の読み合わせを行い、終了後にはこどもの様子を見守り記録して状態把握に努めている。親子関係の再構築に向けては、専門相談員と担当職員が家庭訪問を行い、児童相談所と協議を重ねて家庭復帰の見立てを行っている。また、保護者の健康状態に応じた医療・福祉サービスへの接続や、養育力向上のための助言を行うなど、多角的な支援を展開している。

3. 適切なアセスメントによる自立支援計画の策定、及び養育支援の記録が適切に行われている。

自立支援計画の策定や見直しは、業務標準マニュアルに沿って実施し、最終決裁は施設長が担っている。新規入所児童については、児童相談所のアセスメント票を活用し、支援会議やケース会議での協議を経て策定している。継続児童については、日々の支援記録やモニタリングを通じて状況を把握している。年2回の施設ケア会議には児童相談所と全職員が参加し、支援内容を協議している。計画の作成にあたっては、担当職員がこどもや保護者と面談して意向を確認し、作成後に内容を読み合わせて説明している。完成した計画は専門職を含む全職員で確認し、決裁後に児童相談所へ提出している。登校渋りや保護者との関係修復といった困難な課題が生じた際は、ケース会議で検討し、児童相談所に相談するなど適切な支援に繋げている。また、パソコンネットワークシステムの導入により、児童日誌や心理日誌等の統一様式で支援状況を確認できる体制を整えている。記録の質を保つため、正しい記載方法に関する研修を実施し、管理課長が助言を行うことで職員間の差異を解消している。さらに、申し送りノートや毎月の会議を活用し、こどもの状況を確実に共有する仕組みを構築している。

◇改善を求められる点

1. 標準的な実施方法（マニュアル）の整備及び見直しが望まれる。

感染症対応や虐待防止など、各種マニュアルが整備されている。業務標準マニュアルにはこどもの意思確認や意見を聴取する姿勢が盛り込まれ、「実習生受け入れマニュアル」にはプライバシー保護が明記されている。これらのマニュアルは職員室に設置し、職員がいつでも確認できる。また、各職員が基準に沿って支援を実施しているかを評価する仕組みも構築されている。

改善課題として、こどもの権利条約に基づく「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの権利や、「プライバシー保護」「苦情・意見対応に関する」マニュアルの整備が望まれる。

2. 事業計画を策定する場合は、職員参画等が望まれる。

事業計画は、2月に管理課長が案を作成し施設長と協議して決定し、4月に職務会で報告している。事業計画の実施状況は課会議において経営の月次報告として周知している。評価は年度終了後の実績報告作成後に行われ、評価結果に基づいて見直されている。

改善課題として、事業計画は職員の参画の下で策定し、事業計画の評価・見直しに際しては、職員が意見を表明しやすい配慮・工夫の実施、及び事業計画策定の時期や手順の策定が望まれる。なお、こどもの年間の行事（行動）計画等の策定も望まれる。

3. こどもに対して性に関する教育の実施が望まれる。

集団生活を通じ、性別を問わず他者を尊重する心や適切な対人距離を養えるよう配慮している。職員の髪型をきっかけに、固定的な性別役割分担意識ではなく「自分らしさ」や性の多様性を肯定的に受け止める環境づくりを推進している。家事などの日常的な交流の中で、性に関する悩みや不安に寄り添い、対話する機会を設けている。

改善課題として、幼児期から高校生まで各発達段階に応じた性教育カリキュラムを作成し、正しい知識や関心を育むための活用が望まれる。また、性被害の防止や多様性への理解を深めるため、外部専門家を招いてこどもや職員向けの学習機会を設けることが望まれる。

⑧ 第三者評価結果に対する事業者のコメント

現在の施設運営状況について、第三者評価を受審し評価して頂きました。当施設の現状を細部にわたり文章で細かく気付かなかった部分まで明記され、わかりやすい内容で改善点が明らかでした。

また、グラフを用いて可視化され当施設の姿が表明されており、今後取り組むべき課題もわかりやすかったです。

指摘された課題等含め一つ一つクリアしてまいります。

⑨ 各評価項目にかかる第三者評価結果

第三者評価 自己評価シート(児童養護施設)

共通

評価項目		評価結果
I 養育・支援の基本方針と組織		
I-1 理念・基本方針		
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	① 理念、基本方針が明文化され、周知が図られている。	a
判断基準	a	法人・施設の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、子どもや保護者等への周知が図られている。
	b	法人・施設の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。
	c	法人・施設の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	理念、基本方針が法人、施設内の文書や広報媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。
	○ 2	理念は、法人、施設が実施する養育・支援の内容や特性を踏まえた法人、施設の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
	○ 3	基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。
	○ 4	理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。
	○ 5	理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、子どもや保護者等への周知が図られている。
	○ 6	理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>法人は理念や基本方針をホームページや経営計画に記載し、倫理綱領、養育目標と共に施設内への掲示も行っている。理念は法人の使命や方向性を示し、基本方針は職員の具体的な行動規範となっている。施設長は職務会や会議、新任職員研修を通じて職員へ周知している。保護者に対しては、学園だよりの送付に加え、個別面談の際に管理課長が資料を用いて説明を行っている。これは、全体集会を好まない保護者への配慮に基づいた対応である。子どもに対しても、子ども会議の場を活用して説明を行っている。</p>	

評価項目		評価結果
I-2 経営状況の把握		
I-2-(1) 経営環境の変化等適切に対応している。		
2	① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
判断基準	a	施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。
	b	施設経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。
	c	施設経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	<input type="radio"/> 1	社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し、分析している。
	<input type="radio"/> 2	地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し、分析している。
	<input type="radio"/> 3	こどもの数・こども像等、養育・支援のニーズ、潜在的に支援を必要とするこどもに関するデータを収集するなど、施設(法人)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。
	<input type="radio"/> 4	定期的に養育・支援のコスト分析や施設入所を必要とするこどもの推移、利用率等の分析を行っている。
コメント	■取組状況 法人は、経営状況把握のため、県内外の会議や法人の経営対策監会議を通じて社会福祉事業の動向を確認している。地域の状況については、市のホームページで計画を分析するほか、施設長が児童家庭支援センター長を兼務することで課題を把握している。昨今の宮古島市の特徴として、自ら警察に保護を求めるこどもが多く、去年は年間で40人のこどもが一時保護として委託された。こうした現状に対し、施設はこどもの入所状況や年齢別・性別の推移、地域交流事業の実績などを毎年集計し、分析を行っている。	
3	② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
判断基準	a	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。
	b	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。
	c	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	<input type="radio"/> 1	経営環境や養育・支援の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
	<input type="radio"/> 2	経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。
	<input type="radio"/> 3	経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
	<input type="radio"/> 4	経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。
コメント	■取組状況 経営課題として、職員2人の欠員に伴う人材確保が挙げられる。応募はあるものの、借家確保の困難さや家賃高騰による就労の断念が相次いでおり、住宅問題が複合的な課題となっている。また、施設の小規模化に向けた基本構想の策定や、老朽化した設備の改修、人材育成、財務状況の改善も明確な課題である。これらの課題は法人事務局や施設長ヒアリングで共有されている。経営状況については年4回の会議や月次の職務会で職員に周知している。対策として、夜勤専属を2名に増員して職員の負担を軽減し、一時保護の受け入れや光熱水費の節減にも取り組んでいる。	

評価項目		評価結果
I-3 事業計画の策定		
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
判断基準	a	経営や養育・支援に関する中・長期の事業計画、及び中・長期の収支計画を策定している。
	b	経営や養育・支援に関する中・長期の事業計画、または中・長期の収支計画のどちらかを策定してなく、十分ではない。
	c	経営や養育・支援に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。
	○ 2	中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。
	○ 3	中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
	○ 4	中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。
コメント	<p>■取組状況 法人は、令和6年から8年までの3年間を期間とする第5期経営計画を策定している。この計画では利用者、社会、人材、マネジメントに対する4つの姿勢を経営目標として掲げ、課題改善に向けた具体的な数値目標を設定している。目標達成度管理表を用いて実施状況の評価し、3年ごとに見直しを行っている。第5期計画には施設独自の課題として小規模化に向けた基本構想の策定が位置づけられ、サービス提供方針も明記されている。</p> <p>■改善課題 中・長期計画の収支計画の策定、及び必要に応じて計画の見直しの実施、施設独自の建物や設備の整備、人材確保等計画の追記が望まれる。</p>	
5	② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
判断基準	a	単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
	b	単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
	c	単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	単年度の計画(事業計画と収支予算)に、中・長期計画(中・長期の事業計画と中・長期の収支計画)の内容が反映されている。
	○ 2	単年度の計画は、実行可能な具体的な内容となっている。
	○ 3	単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
	○ 4	単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
コメント	<p>■取組状況 単年度の事業計画は、第5期経営計画の内容を反映し、サービス提供方針に基づいて策定されている。方針には自立支援や権利擁護など利用者支援に係る7項目が掲げられ、単なる行事計画に留まらない具体的な取り組みが明示されている。特に第三者評価の受審や施設の小規模化に向けた基本構想の策定は、経営計画から事業計画へと確実に反映されている。各項目には目標や実施時期、回数が具体的に定められており、計画の実施状況を客観的に評価できる仕組みを整えている。</p> <p>■改善課題 年度の実績報告における各種集計表と7項目の事業計画との整合性の確保に期待したい。</p>	

評価項目			評価結果
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
6	① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。		c
判断基準	a	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	
	b	事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。	
	c	事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	1	事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。	
	2	計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。	
	3	事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。	
	○ 4	評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。	
	○ 5	事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)されており、理解を促すための取組を行っている。	
コメント	<p>■取組状況 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しについて、事業計画は、2月に管理課長が案を作成して、施設長と協議して決定し、4月に職務会で報告している。事業計画の実施状況は課会議において、経営の月次報告で周知している。評価は、年度終了後の実績報告作成後に行われ、評価結果に基づいて見直されている。次年度事業計画において見直され、職務会で説明し周知している。</p> <p>■改善課題 事業計画については職員の参画の下での策定や評価・見直しに際して、職員が意見を表明しやすい配慮・工夫の実施、及び時期や手順の策定が望まれる。なお、こどもの年間の行動計画等の策定も望まれる。着眼点1が確認できないため判断基準に基づいてC評価とする。</p>		
7	② 事業計画は、こどもや保護者等に周知され、理解を促している。		b
判断基準	a	事業計画をこどもや保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。	
	b	事業計画をこどもや保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。	
	c	事業計画をこどもや保護者等に周知していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	事業計画の主な内容が、こどもや保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。	
	○ 2	事業計画の主な内容をこども会や保護者会等で説明している。	
	3	事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、こどもや保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。	
	4	事業計画については、こどもや保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。	
コメント	<p>■取組状況 こどもへの行事周知は口頭で行われており、誕生会や水遊びなどの行事には90%から100%の高い割合でこどもが参加している。保護者に対しては、年2回実施される個別面談の際に、理念や基本方針、養育目標などの資料を用いて管理課長から説明を行っている。</p> <p>■改善課題 事業計画として、こどもの行事だけでなく、職員研修や会議等も含めた主な事業内容についての一覧資料を作成し、こどもや保護者への周知と理解を促す取組が望まれる。</p>		

評価項目		評価結果
I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組		
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
判断基準	a	養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。
	b	養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。
	c	養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	<input type="radio"/> 1	組織的にPDCAサイクルにもとづく養育・支援の質の向上に関する取組を実施している。
	<input type="radio"/> 2	養育・支援の内容について組織的に評価(C:Check)を行う体制が整備されている。
	<input type="radio"/> 3	定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。
	<input type="radio"/> 4	評価結果を分析・検討する場が、施設として位置づけられ、実行されている。
コメント	<p>■取組状況 養育や支援の質の向上に向け、法人はPDCAサイクルに基づき、倫理綱領の自己評価を毎年実施している。管理課長が分析した結果は自己評価チェック総括票にまとめられ、課題や対策が明示されている。これを受けて倫理委員会が開催され、具体的な取り組み内容を決定している。また、全国社会福祉協議会の自己評価と第三者評価についても、3年ごとに定期的に受審している。</p> <p>■改善課題 全国社会福祉協議会の自己評価については、基準省令上毎年義務とされているので実施が望まれる。なお、前回の第三者評価結果に基づく課題について取り組みも望まれる。</p>	

評価項目			評価結果
9	②	評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
判断基準	a	評価結果を分析し、明確になった施設として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。	
	b	評価結果を分析し、明確になった施設として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施しているが、十分ではない。	
	c	評価結果を分析し、施設として <u>取り組むべき課題を明確に</u> していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	
	○ 2	職員間で課題の共有化が図られている。	
	○ 3	評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。	
	○ 4	評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。	
	○ 5	改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。	
コメント	<p>■取組状況 法人は倫理綱領の自己評価を毎年実施しており、管理課長が分析した結果を自己評価チェック総括票にまとめている。総括票には課題や対策が明示され、これに基づき倫理委員会が具体的な改善策を決定している。改善の取組みには、令和8年3月末までの全保護者への個別面談実施や、児童自立支援計画の説明時における担当職員の同席が含まれている。また、家族の要望を傾聴して説明責任を果たすことや、個人情報保護、守秘義務の徹底も掲げられている。現在は、自立支援計画の説明時に管理課長が理念等を説明する取組みがされている。</p> <p>■改善課題 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しが望まれる。</p>		

II 施設の運営管理

II-1 施設長の責任とリーダーシップ

II-1-1 施設長の責任が明確にされている。

10	①	施設長は、自らの役割と責任を公表用コメントに対して表明し、理解を図っている。	a
判断基準	a	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。	
	b	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。	
	c	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	施設長は、自らの施設の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	
	○ 2	施設長は、自らの役割と責任について、施設内の広報誌等に掲載し、表明している。	
	○ 3	施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し、周知が図られている。	
	○ 4	平常時のみならず、有事(事故、災害等)における施設長の役割と責任について、 <u>不在時の権限委任等を含め明確化</u> されている。	
コメント	<p>■取組状況 施設長は、年度毎の事業計画でサービス提供方針と取組み計画を明示し、経営・管理に関する方針を年度初めに職員へ説明している。また、自身の役割や責任を含む職務分掌を文書化し、職務会を通じて周知している。有事の際の権限委任については、業務継続計画の防災組織体制の中で、施設長不在時は管理課長を対策本部副本部長とすることを規定している。このように、責任の所在と代行体制を明確にしている。</p>		

評価項目		評価結果
11	② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
判断基準	a	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
	b	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
	c	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者(取引事業者、行政関係者等)との適正な関係を保持している。
	○ 2	施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。
	○ 3	施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。
	○ 4	施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>法人は、就業規程や事業計画に遵守事項を掲げ、職務会を通じて職員に周知することで利害関係者との適正な関係保持に努めている。法令遵守要綱に基づき、施設長を委員長とする法令遵守委員会を年2回開催している。施設長自らも外部研修や協議会の会議に参加して法令遵守に努める一方、職員に対しては児童虐待防止や権利擁護に関する内部研修を実施している。さらに、施設外の専門的な研究大会や事故防止対策などの研修へも積極的に職員を参加させている。働き方改革や育児・介護休業法の改正についても職員へ周知し、年次有給休暇の取得状況を随時確認している。</p>	

評価項目		評価結果
II-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b
判断基準	a	施設長は、養育・支援の質の向上に意欲をもち、施設としての取組に十分な指導力を発揮している。
	b	施設長は、養育・支援の質の向上に意欲をもち、施設としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
	c	施設長は、養育・支援の質の向上に関する施設の取組について指導力を発揮していない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	<input type="radio"/> 1	施設長は、養育・支援の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
	<input type="radio"/> 2	施設長は、養育・支援の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
	<input type="radio"/> 3	施設長は、養育・支援の質の向上について施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。
	<input type="radio"/> 4	施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。
	<input type="radio"/> 5	施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。
	<input type="radio"/> 6	(5種別共通) 施設長は、職員の模範となるように、自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。
コメント	<p>■取組状況 施設長は、法人で定められた職員倫理綱領の自己評価を毎年実施し、分析を行っている。自己評価チェック総括票には課題や対策が明示され、これに基づき倫理委員会で具体的な改善策が決定されている。改善への取り組みとして、令和8年3月末までに全保護者への個別説明を行う計画を進めており、児童自立支援計画の説明時には管理課長が理念等の周知を行っている。年2回開催される倫理綱領委員会の結果は、各会議を通じて職員に報告されている。施設長は職員室の近くに席を置き、子どもや職員との対話を通じて意見を運営に反映させるように努めている。さらに、県内外の研修に自身や職員が参加することで、組織全体の専門性の向上にも努めている。</p> <p>■改善課題 義務となっている自己評価(全国社会福祉協議会発行)の実施、及び事業経営上の課題として「利用者に対する言葉使い」「ハラスメント」「飲酒後の就業対応」等の職員研修の実施が望まれる。</p>	

評価項目			評価結果
13	② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。		a
判断基準	a	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。	
	b	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	
	c	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。	
	○ 2	施設長は、施設(法人)の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。	
	○ 3	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、施設内に同様の意識を形成するための取組を行っている。	
	○ 4	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>経営の改善と業務効率化のため、施設長と管理課長は有給休暇の取得状況や時間外勤務の管理を行っている。施設長は毎月の経営結果を分析し、職務会で職員に報告している。体制面では、心理療法担当職員の正規雇用や夜勤専従職員の2名体制化、保育士の採用により、指導員らの夜勤負担を軽減し働きやすい環境を整備している。また、運営費の返還金発生などを職員に共有し、光熱水費等のコスト削減を呼びかけている。事務面では、ネットバンキングやパソコンシステムの導入によって、出退勤管理や業務日誌、経理業務の実効性を高めている。</p>		

評価項目		評価結果
Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成		
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
判断基準	a	施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。
	b	施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。
	c	施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	<input type="radio"/> 1	必要な福祉人材や人員体制に関する 基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。
	<input type="radio"/> 2	養育・支援に関わる 専門職(有資格の職員)の配置等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。
	<input type="checkbox"/> 3	計画にもとづいた福祉人材の確保や育成が実施されている。
	<input type="radio"/> 4	施設(法人)として、効果的な福祉人材確保(採用活動等)を実施している。
	<input type="radio"/> 5	(5種別共通) 各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努めている。
コメント	<p>■取組状況 法人は第5期経営計画において、人材マネジメントの推進や確保・定着・育成の強化という4つの方針を明記している。それぞれに将来のあるべき姿と具体的な計画が示されており、人材育成要綱も制定されている。必要な人員体制については運営規程に規定され、正規職員には国家資格や5年以上の経験を求めている。資格取得のための実習は職務専念義務を免除するなど、職員の自己研鑽を支援している。人材確保に向けては、ホームページやハローワーク、地域の新聞2紙、職員の人的ネットワークなど多様な媒体を活用している。さらに、心理療法担当を正規職員として配置し、個別対応職員も配置することで、専門的な人員体制の充実に努めている。</p> <p>■改善課題 必要な人員体制については、調査時欠員になっている児童指導員、保育士の早急な確保や管理課長が兼務している家庭支援専門相談員の事務分掌を合わせると49の事務を兼務している状況の負担過重の解決が望まれる。</p>	

評価項目			評価結果
15	② 総合的な人事管理が行われている。		b
判断基準	a	総合的な人事管理を実施している。	
	b	総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。	
	c	総合的な人事管理を実施していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	<input type="radio"/> 1	法人、施設の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にし、職員自らが将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みができている。	
	<input type="radio"/> 2	人事基準(採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準)が明確に定められ、職員等に周知されている。	
	<input type="radio"/> 3	一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。	
	<input type="radio"/> 4	職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。	
	<input type="radio"/> 5	把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。	
コメント	<p>■取組状況 総合的な人事管理については、理念・基本方針に基づき「期待する職員像」を明確にしている。法人として業務標準マニュアルと働き方の指針や人事考課が実施され、施設長と管理課長で評価・分析している。施設長は年1回面接し、評価結果から職員の課題や目標について話し合っている。法人独自の業務遂行能力評価を実施し、人事異動等の参考にしている。</p> <p>■改善課題 人事基準の作成、及び「期待する職員像等」を職員に周知し、職員が「期待する職員像」の達成のため年度の目標を設定させ人事考課の再検討が望まれる。</p>		

評価項目		評価結果
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
判断基準	a	職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。
	b	職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
	c	職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	<input type="radio"/> 1	職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
	<input type="radio"/> 2	職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
	<input type="radio"/> 3	職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
	<input type="radio"/> 4	定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の相談窓口を施設内に設置するなど、職員が相談しやすいような仕組みの工夫をしている。
	<input type="radio"/> 5	職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
	<input type="radio"/> 6	ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
	<input type="radio"/> 7	改善策については、人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し、実行している。
	<input type="radio"/> 8	福祉人材の確保、定着の観点から、施設の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。
コメント	<p>■取組状況 職員の働きやすい職場づくりに向けて、管理課長が有給休暇の取得状況や時間外労働を定期的に把握し、労務管理を行っている。体制面では心理療法担当を専任化し、夜勤専任職員を2名に増員することで指導員らの負担を軽減している。福利厚生として退職共済や年金共済などに加入しているほか、ストレスチェックや施設長面談も実施している。ワーク・ライフ・バランスへの配慮も手厚く、完全週休制の導入や、年次有給休暇の1時間単位での取得が可能である。さらに、産前産後の特別休暇や予防接種休暇、育休後の短時間勤務など、子育て支援の体制も整備されている。契約職員に対しては、国家資格の取得や5年以上の経験を条件に、正規職員への登用制度を設けている。</p> <p>■改善課題 着眼点6は職員の自己評価が0%となっていることから、就業規則を周知徹底し働きやすい職場づくりに関する更なる取組に期待したい。</p>	

評価項目			評価結果
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
17	① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。		b
判断基準	a	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。	
	b	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。	
	c	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	施設として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。	
	2	個別面接を行う等施設の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標（目標項目、目標水準、目標期限）が明確かつ適切に設定されている。	
	3	職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。	
	4	職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。	
コメント	<p>■取組状況 職員の育成に向け、第5期経営計画では業務標準や働き方の指針に基づいた教育・研修の充実、資格取得支援、指導職層の強化を掲げている。人材育成に関する要綱には、期待する職員像や人事考課制度が明示されている。働き方の指針では「個人の資質」や「仕事への取組」などの評価区分が定められ、等級に応じた基準が設けられている。また、年度末には管理課長や施設長が面談を実施し、職員本人の意向や研修の希望を確認して法人本部へ報告している。</p> <p>■改善課題 職員一人ひとりの目標の設定及び年度末だけでなく中間における年2回の面接の実施が望まれる。</p>		
18	② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。		b
判断基準	a	施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	
	b	施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。	
	c	施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	施設が目指す養育・支援を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。	
	○ 2	現在実施している養育・支援の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、施設が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。	
	○ 3	策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。	
	4	定期的に計画の評価と見直しを行っている。	
	5	定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。	
コメント	<p>■取組状況 第5期経営計画では人材育成の将来像が示され、要綱や規程には期待する職員像や専門資格が明記されている。これに基づき、法人の階層別研修や各施設での内部研修、事務局指名研修など、体系的な研修計画が策定されている。計画は毎年4月に評価と見直しが行われている。基本となる計画に加え、外部からの案内や職員の意向を柔軟に取り入れ、随時研修を実施している。</p> <p>■改善課題 期待する職員像の職員への周知、及び定期的な研修内容やカリキュラムの評価と見直しが望まれる。</p>		

評価項目			評価結果
19	③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。		b
判断基準	a	職員一人ひとりについて、教育・研修等の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。	
	b	職員一人ひとりについて、教育・研修等の機会が確保されているが、参加等が十分でない。	
	c	職員一人ひとりについて、研修機会等が確保されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	<input type="radio"/> 1	個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	
	<input type="radio"/> 2	新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。	
	<input type="radio"/> 3	階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。	
	<input type="radio"/> 4	外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。	
	<input type="radio"/> 5	職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。	
	<input type="radio"/> 6	(5種別共通) スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	
コメント	<p>■取組状況 法人は職員の資格取得状況を把握し、個々の専門性向上に努めている。令和6年度は保育士が新任研修を受講したほか、心理療法担当や個別対応職員への専門研修、管理栄養士の連絡会など、職種や階層に応じた研修を幅広く受講している。施設長や管理課長も経営に関する専門研修を受講し、運営能力を高めている。施設内では、全職員を対象とした権利擁護や虐待防止の研修、児童指導員らへの性教育研修が行われている。研修への参加は、職務や技術水準を考慮して施設長らが人選し、勤務体制の配慮を行うことで、全職員が年1回以上受講できる体制を整えている。また、基幹的職員研修の修了者2名が日常的に職員を支援している。</p> <p>■改善課題 基幹的職員研修の修了者によるスーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の更なる向上に向けての支援体制が望まれる。</p>		

評価項目		評価結果
II-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
判断基準	a	実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。
	b	実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、取組が十分ではない。
	c	実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	1	実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。
	○ 2	実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。
	3	専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。
	4	指導者に対する研修を実施している。
	○ 5	実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。
コメント	<p>■取組状況 実習生受け入れについての業務標準マニュアルが作成され、「実りある実習のために」のオリエンテーション資料に、実習にあたっての連絡事項や実習生の心得、業務の流れ、誓約書等が記載されている。保育士等の実習生を受け入れ、誓約書を提出させている。実習受け入れは管理課長が窓口となり、学校との連絡調整、実習内容や実習期間中の連携等、現場の担当者とともに学校側のプログラムを参考に対応している。</p> <p>■改善課題 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修等に関する基本姿勢の明文化、及びマニュアルにこどもと職員への事前説明の追記、専門職種の特性に配慮したプログラムの作成が望まれる。社会福祉士の有資格者がいないため、社会福祉士実習生の受け入れができないが、受け入れ体制の整備に期待したい。</p>	

評価項目		評価結果
II-3 運営の透明性の確保		
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
判断基準	a	施設の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。
	b	施設の事業や財務等に関する情報を公開しているが、方法や内容が十分ではない。
	c	施設の事業や財務等に関する情報を公開していない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	ホームページ等の活用により、法人、施設の理念や基本方針、養育・支援の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
	○ 2	施設における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公開している。
	○ 3	第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公開している。
	○ 4	法人、施設の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人、施設の存在意義や役割を明確にするように努めている。
	○ 5	地域へ向けて、理念や基本方針、施設で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。
コメント	<p>■取組状況 法人は、ホームページで経営理念や財務諸表、苦情相談体制に加えて施設の方針や社会・地域に対するビジョンを公開し、運営の透明性を確保している。第三者評価の結果は県のホームページで公表されている。施設案内やパンフレットには、施設の存在意義や活動内容、具体的な方針が記載されており、毎年発行する「学園だより」を地域の関係機関へ配布している。</p> <p>■改善課題 苦情・相談の内容にもとづく改善・対応の状況についての公開、及びパンフレットや学園だよりへの理念の追記が望まれる。</p>	

評価項目			評価結果
22	② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。		a
判断基準	a	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	
	b	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。	
	c	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	施設(法人)における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。	
	○ 2	施設(法人)における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。	
	○ 3	施設(法人)の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。	
	○ 4	外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組については、運営規程や文書取扱規程、経理規程、就業規程等が整備され、職務分掌と権限・責任についても職務会等で職員に周知している。定期的に法人の内部監査を実施し、県による監査もあり、監査法人の外部監査も行われている。法人の内部監査による指摘事項に基づいて契約書の決済手順が見直されている。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-1 地域との関係が適切に確保されている。

23	① こどもと地域との交流を広げるための取組を行っている。		a
判断基準	a	こどもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。	
	b	こどもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。	
	c	こどもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。	
	○ 2	こどもの個別の状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。	
	○ 3	施設やこどもへの理解を得るために、地域の人々に向けた日常的なコミュニケーションを心がけている。	
	○ 4	こどもの買い物や通院等日常的な活動についても、定型的でなく個々のこどものニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。	
	○ 5	(児童養護施設) 学校の友人等が施設へ遊びに来やすい環境づくりを行っている。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>法人は経営理念に地域貢献を掲げ、第5期経営計画においても地域との関係継続や施設機能の活用を明記している。こどもたちは宮古島まつりなどの行事に参加するほか、近隣住民との挨拶や公園清掃を通じて地域と交流している。民生委員らとはグラウンドゴルフや食事会を楽しみ、地域の店での入学祝いや日常的な買い物を通じて社会との繋がりを築いている。衣類の購入先は指定されているが、こどもはその店舗で自ら商品を選んでいる。また、学校の友人を施設に招き、グラウンドで一緒に遊ぶ光景も見られる。こうした活動に対し、地域からは食材の寄贈を受けるなど、相互に信頼される関係性の構築に努めている。</p> <p>■改善課題</p> <p>こどもたちのニーズに沿った衣類の購入等、地域の複数の社会資源を活用できるよう期待したい。</p>		

評価項目			評価結果
24	② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。		c
判断基準	a	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。	
	b	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。	
	c	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	1	ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。	
	2	地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化して取り組んでいる。	
	3	ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。	
	○ 4	ボランティアに対してこどもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。	
コメント	<p>■取組状況 ボランティアの受け入れ窓口は管理課長が務め、事前にこどもとの交流を図る視点等を説明している。活動としては、民生委員らによる昼食提供を兼ねた交流会が行われている。また、歯科衛生士会による健康講座には地域住民も参加しており、警察署による犯罪防止講話も実施されている。さらに、児童家庭支援センター主催のコンサートを開催するなど、ボランティアや地域との多様な関わりを構築している。</p> <p>■改善課題 ボランティア受入れ並びに地域の学校教育等への協力についての基本姿勢の明文化、及びボランティア受入れマニュアルの作成が望まれる。幼児対象の絵本の読み聞かせや中学3年の受験生対象の学習ボランティアの活用は中止しているが、再開に期待したい。 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていないため、判断基準により評価がCとなる。</p>		

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

25	① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。		a
判断基準	a	こどもによりよい養育・支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。	
	b	こどもによりよい養育・支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。	
	c	こどもによりよい養育・支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	当該地域の関係機関・団体について、個々のこどもの状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。	
	○ 2	職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。	
	○ 3	関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。	
	○ 4	地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。	
	/ 5	地域に適当な関係機関・団体がいない場合には、こどものアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。	
コメント	<p>■取組状況 施設は、保健所や学校、児童相談所などの関係機関の連絡リストを作成して共有し、要保護児童対策地域協議会、防災連絡会等、公的機関や地域住民と定期または必要に応じて連携している。最近発生している近隣の長時間の停電に対しては、自治会と協力して電力会社へ対策を要請する予定である。併設の児童家庭支援センターによる地域支援活動も行われており、「はりみず通信」を年4回発行して関係機関へ配布している。さらに、市の補助事業である生活困窮世帯の児童への学習支援事業を継続しており、職員による送迎や学習面のサポートも実施している。 地域に適当な関係機関・団体があるため、着眼点5は対象外とする。</p>		

評価項目			評価結果
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
26	① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。		a
判断基準	a	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。	
	b	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。	
	c	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	施設(法人)が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。	
	○ 2	施設のもつ機能を地域へ還元したり、地域の関係機関・団体との連携を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。	
	○ 3	地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>施設長や管理課長は、併設の児童家庭支援センターを中心に地域の福祉ニーズや生活課題の把握に努めている。児童相談所や学校、民生委員らと連携し、日々の交流を通じて情報を収集している。また、グラウンドの開放や特別支援学校の生徒へのトイレ提供など、地域住民の利便性を高める活動も行っている。自治会の敬老会にも参加して高齢者のニーズを聞き取り、困窮家庭の相談にも応じる機能を有している。</p>		
27	② 地域の福祉ニーズ等にもとづく <u>公益的な事業・活動が行われている。</u>		a
判断基準	a	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。	
	b	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。	
	c	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。	
	○ 2	把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。	
	○ 3	多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。	
	○ 4	施設(法人)が有する養育・支援に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。	
	○ 5	地域の防災対策や被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>第5期経営計画に基づき、地域における公益的な取り組みとして、生活困窮世帯の児童を対象とした学習支援を継続している。この事業では、軽食の提供や職員による送迎、学習サポートを実施し、支援を深めている。また、市のまつりや催しへの参加、グラウンドの開放、防災協定の締結などを通じて、地域コミュニティの活性化に努めている。児童家庭支援センターでは相談内容に応じ、児童相談所分室と協力して家庭訪問や指導を行っている。さらに、被災時の安全確保に向けて地域の福祉施設や自治会、業者等と防災連絡会議を開催しており、協定締結先を増やすことで、地域全体の防災体制の強化を図っている。</p>		

評価項目		評価結果
Ⅲ-1 こども本位の養育・支援		
Ⅲ-1-(1) こどもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	① こどもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
判断基準	a	こどもを尊重した養育・支援の実施についての基本姿勢が明示され、施設内で共通の理解をもつための取組が行われている。
	b	こどもを尊重した養育・支援の実施についての基本姿勢は明示されているが、施設内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
	c	こどもを尊重した養育・支援の実施についての基本姿勢が明示されていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	理念や基本方針に、こどもを尊重した養育・支援の実施について明示し、職員が理解し、実践するための取組を行っている。
	○ 2	こどもを尊重した養育・支援の実施に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し、実践するための取組を行っている。
	○ 3	こどもを尊重した養育・支援の実施に関する基本姿勢が、個々の支援の標準的な実施方法等に反映されている。
	○ 4	こどもの尊重や基本的人権への配慮について、施設で勉強会・研修を実施している。
	○ 5	こどもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。
コメント	<p>■取組状況 法人の経営方針には利用者の人権尊重と安心・安全・快適なサービスの提供が掲げられ、自己決定の尊重や職員への倫理教育の充実が明示されている。事業計画や虐待防止マニュアルに基づき、職員は倫理綱領や行動基準を遵守して日々の支援にあたっている。支援計画の作成にあたっては、児童の意見を尊重し、内容を理解できるよう本人との読み合わせを行うことが義務付けられている。職員は権利擁護に関する研修を継続的に受講しており、新人職員への教育や、こどもと職員が共に学ぶ学習会も実施されている。また、毎年実施される倫理綱領の自己評価結果は倫理委員会で集計・検討され、運営の改善に活かされている。現場では、食事の時間などを通じてこどもの意見を聴くよう努め、児童会議や支援会議の場で丁寧な対応を確認している。</p> <p>■改善課題 こどもを尊重した養育・支援の実施に関する基本姿勢について、入浴の業務標準マニュアルにはQ&Aとしてプライバシーへの配慮が記載されているが、生活場面における各種支援(入浴や排泄等)の標準的な実施方法への反映が望まれる。</p>	

評価項目			評価結果
29	② こどものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。		b
判断基準	a	こどものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、こどものプライバシーに配慮した養育・支援が行われている。	
	b	こどものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、こどものプライバシーに配慮した養育・支援が十分ではない。	
	c	こどものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	こどものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。	
	○ 2	規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した養育・支援が実施されている。	
	○ 3	一人ひとりのこどもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、こどものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。	
	○ 4	こどもや保護者等にプライバシー保護に関する取組を周知している。	
コメント	<p>■取組状況 第5期経営計画では人権の尊重とプライバシー保護が掲げられ、職員の行動基準や新人研修を通じてその姿勢を浸透させている。居室は個室を基本とし、2人部屋の場合はロールカーテンで仕切るなどの配慮を行っている。入室時のノックや不在時の施錠を徹底し、入浴は同性職員が見守る個別入浴とするなど、生活全般で個人の尊厳を守っている。外部からの電話は相手を確認して取り次ぎ、保護者へは支援計画の説明時にこうした配慮を伝えている。こどもには権利ノートを活用して周知するほか、低年齢児と高年齢児に分けた学習会を開催し、プライベートゾーンや自分の体は自分だけのものであると伝えている。</p> <p>■改善課題 プライバシー保護マニュアルの作成、及び生活場面における各種の業務標準マニュアルに、こどものプライバシー保護に配慮した養育・支援の追記が望まれる</p>		
Ⅲ-1-(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。			
30	① こどもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。		b
判断基準	a	こどもや保護者等が養育・支援を利用するために必要な情報を積極的に提供している。	
	b	こどもや保護者等が養育・支援を利用するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。	
	c	こどもや保護者等が養育・支援を利用するために必要な情報を提供していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	理念や基本方針、養育・支援の内容や施設の特性等を紹介した資料を準備している。	
	○ 2	施設を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。	
	○ 3	施設に入所予定のこどもや保護者等については、個別に丁寧な説明を実施している。	
	○ 4	見学等の希望に対応している。	
	○ 5	こどもや保護者等に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。	
コメント	<p>■取組状況 養育や支援に必要な情報の提供として、写真やイラストを用いたパンフレットや「学園だより」を整えている。入所予定のこどもや保護者には、児童相談所で施設の説明が行われた後に引率され入所する。入所当日は、課長らが居室や日用品を準備し、1日の生活の流れや年間の主な行事について口頭で説明している。現在、入所者は全員一時保護を経験しているが、施設見学などの希望があれば随時対応できる体制を整えている。</p> <p>■改善課題 こどもと保護者に配布する説明資料の作成、及びパンフレット等、施設を紹介する資料の見直しが望まれる</p>		

評価項目			評価結果
31	② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。		b
判断基準	a	養育・支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき子どもや保護者等にわかりやすく説明を行っている。	
	b	養育・支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき子どもや保護者等に説明を行っているが、十分ではない。	
	c	養育・支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき子どもや保護者等に説明を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	子どもや保護者等が自らの状況を可能な限り認識し、施設が行う養育・支援についてできるだけ主体的に選択できるよう、よりわかりやすくなるような工夫や配慮をして説明している。
	○	2	養育・支援の開始・過程における養育・支援の内容に関する説明と同意にあたっては、子どもや保護者等の自己決定を尊重している。
	○	3	養育・支援の開始・過程においては、子どもや保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
	○	4	意思決定が困難な子どもや保護者等への配慮についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。
コメント	<p>■取組状況 入所にあたっては、児童相談所による説明と書面での同意を経て、職員の付き添いのもと入所が行われている。入所当日はマニュアルに沿って、生活の流れや年間行事を口頭で説明している。施設生活のルールについては、本人の心身が安定した頃に場面ごとに説明を重ねている。自立支援計画は、施設に慣れた段階で子どもが理解できる範囲で説明し、同意を得ている。保護者には個別に来園を依頼し説明を行っている。意思決定が困難な場合は、繰り返し説明を尽くすとともに、児童相談所と連携した会議等で情報を共有し支援している。</p> <p>■改善課題 子ども主体の説明資料(子ども用と保護者用)を作成して配布し、資料に沿って説明することが望まれる。</p>		
32	③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。		b
判断基準	a	養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮している。	
	b	養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮しているが、十分ではない。	
	c	養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	養育・支援の内容の変更にあたり、従前の内容から著しい変更や不利益が生じないように配慮されている。
	○	2	他の施設や地域・家庭への移行にあたり、養育・支援の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
	○	3	施設を退所した後も、施設として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
	○	4	施設を退所した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。
コメント	<p>■取組状況 退所支援はマニュアルに沿って、児童相談所や担当職員らが本人と家族に説明し確認を行っている。退所者の多くは島外へ進学や就職をするため、アパート探し等の支援も実施している。退所時には預かっていた保険手帳や通帳、私物等を本人と確認しながら返却している。退所後も相談ができるよう、担当職員が個別に連絡を取り合っている。また、社会福祉協議会や児童家庭支援センターなどの関係機関の連絡先や必要文書をファイリングして手渡し、退所後の生活を支える体制を整えている。</p> <p>■改善課題 引継ぎ文書や退所時に返却する物品等の業務標準マニュアルへの追記、及び退所後の相談方法等の必要文書の手渡しは組織として統一した支援が望まれる。</p>		

評価項目		評価結果
Ⅲ-1-(3) こどもの満足の向上に努めている。		
33	① こどもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
判断基準	a	こどもの満足を把握する仕組みを整備し、こどもの満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
	b	こどもの満足を把握する仕組みを整備し、こどもの満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
	c	こどもの満足を把握するための仕組みが整備されていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	<input type="radio"/> 1	こどもの満足に関する調査が定期的に行われている。
	<input type="radio"/> 2	こどもへの個別の相談面接や聴取等が、こどもの満足を把握する目的で定期的に行われている。
	<input type="radio"/> 3	職員等が、こどもの満足を把握する目的で、こども会等に出席している。
	<input type="radio"/> 4	こどもの満足に関する調査の担当者等の設置、把握した結果を分析・検討するために、こども参画のもとでの検討会議の設置等が行われている。
	<input type="radio"/> 5	分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。
コメント	<p>■取組状況 こどもの満足度向上を目指し、毎年施設サービスアンケートと給食嗜好調査を実施している。給食については、サンドイッチの提供や増量の要望に栄養士らが連携して対応している。アンケート結果は管理課長が中心となり職務会で分析しており、担当職員への不満が出た際には職員間で協議し、改善に取り組み、報告書を作成している。日常的に職員はこどもと対話し、要望の把握に努めている。また、児童会議に参加して意見を汲み取り、検討を重ねている。具体的な改善例として、部活動やアルバイトで帰宅が遅くなる状況に配慮し、部活動取扱要項の見直しや、アルバイトをすることの門限を22時に延長する措置を講じている。</p> <p>■改善課題 こどもの満足に関する調査で把握した結果について、こども参画のもとで分析・検討し、具体的な改善に取り組むことが望まれる。児童会議は、こどもたちが主体的に活動し、意見表明ができる場として機能するよう定期的な開催が望まれる。</p>	

評価項目		評価結果
Ⅲ-1-(4) こどもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	c
判断基準	a	苦情解決の仕組みが確立され、こども等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
	b	苦情解決の仕組みが確立され、こども等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
	c	苦情解決の仕組みが確立していない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	<input type="radio"/> 1	養育・支援の実施等から生じた苦情に適切に対応することは責務であることを理解し、苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置)が整備されている。
	<input type="radio"/> 2	苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料をこどもや保護者等に配布し、説明している。
	<input type="radio"/> 3	苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、こどもや保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。
	<input type="radio"/> 4	苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。
	<input type="radio"/> 5	苦情内容に関する検討内容や対応策、解決結果等については、こどもや保護者等に必ずフィードバックするとともに、苦情を申し出たこどもや保護者等のプライバシーに配慮したうえで、公開している。
	<input type="radio"/> 6	苦情相談内容にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。
コメント	<p>■取組状況 「苦情対応要綱」に基づき、施設長を責任者、管理課長ら2名を担当者とし、第三者委員を設置した解決体制を整えている。この仕組みは玄関ホールのポスターや「権利ノート」で周知されている。毎年アンケートを実施するほか、男女各寮に投書箱を設置して意見を募り、投書は毎月、2名体制で開封・記録し、職員による検討を経て本人へフィードバックを行っている。苦情や要望の解決状況は記録化し、第三者委員会へ報告している。具体的な対応例として、門限延長の要望に対し、職務会でルール改正を検討し部活動取扱要項を見直している。また、法人の規定に従い、寄せられた意見等は毎月法人事務局へ報告しており、対応内容はホームページでの公開を通じて透明性を確保している</p> <p>■改善課題 苦情解決状況の公開、及び苦情解決の仕組みや第三者委員の連絡先(電話番号)を記載した資料を作成して保護者に配布し説明することが望まれる。 苦情解決状況の公開を行っていないため、評価基準によりC評価となる。</p>	

評価項目			評価結果
35	② こどもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、こども等に周知している。		a
判断基準	a	こどもが相談したり、意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことをこどもに伝えるための取組が行われている。	
	b	こどもが相談したり、意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことをこどもに伝えるための取組が十分ではない。	
	c	こどもが相談したり、意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	こどもが相談したり、意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。	
	○ 2	こどもや保護者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。	
	○ 3	相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>年1回、職員とこどもが「権利ノート」の読み合わせを行い、複数の相談先や方法があることを周知している。苦情解決ポスターには、担当者や第三者委員に加えて県の福祉サービス運営適正化委員会を明記し、掲示している。相談の場として居室や心理療法室、談話室などを確保し、職員は日頃からこどもの話に耳を傾けるよう努めている。また、月2回、県の委託事業であるアドボケートを受け入れている。第三者評価のアンケートでは、施設外の大人に相談できることや、話しやすい大人の存在について、9割のこどもが「はい」と回答している。</p>		
36	③ こどもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。		b
判断基準	a	こどもからの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。	
	b	こどもからの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。	
	c	こどもからの相談や意見の把握をしていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	職員は、日々の養育・支援の実施において、こどもが相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	
	○ 2	意見箱の設置、アンケートの実施等、こどもの意見を積極的に把握する取組を行っている。	
	○ 3	相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めた マニュアル等 を整備している。	
	○ 4	職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	
	○ 5	意見等にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。	
	○ 6	対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>職員は日々の関わりを通じて、こどもが相談しやすい雰囲気づくりに努めている。児童会議への参加や投書箱の設置、アンケートの実施により、こどもの満足度や意見の把握を図っている。相談や意見を受けた際の記録・報告手順は、法人の「苦情解決要綱」等で整備されており、職員は検討結果を迅速に伝え、時間を要する場合には理由を説明している。具体的な要望に対しては、食事メニューの改善や、自転車に乗りたいという希望に応じた訓練の実施など、柔軟に対応している。こどもアンケートでは、将来の目標について施設の大人が話を聞いてくれるかという問いに対し、9割が「はい」と回答している。</p> <p>■改善課題</p> <p>法人の「苦情解決要綱」に沿って対応しているが、施設の実態に合わせたマニュアルを作成して職員の役割分担や記録の作成及び報告までの手順等を明記し、マニュアル作成後は年に1回、検証・見直しをすることが望まれる。</p>		

評価項目		評価結果
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
判断基準	a	リスクマネジメント体制を構築し、こどもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
	b	リスクマネジメント体制を構築しているが、こどもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
	c	リスクマネジメント体制が構築されておらず、こどもの安心と安全を脅かす事例を施設として収集していない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	<input type="radio"/> 1	リスクマネジメントに関する責任者の明確化(リスクマネージャーの選任・配置)、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
	<input type="radio"/> 2	事故発生時の対応と安全確保について責任、手順(マニュアル)等を明確にし、職員に周知している。
	<input type="radio"/> 3	こどもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
	<input type="radio"/> 4	収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
	<input type="radio"/> 5	職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
	<input type="radio"/> 6	事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。
コメント	<p>■取組状況 「リスクマネジメント実施要綱」を整備し、管理課長を委員長とする委員会を設置している。事故発生時の対応については、各種マニュアルを職員室に備え、職員がいつでも確認できる体制を整えている。ヒヤリハットや事故が発生した際は、報告書を作成して委員会で再発防止策を検討し、職員間で周知している。職員や児童を対象とした事故防止や犯罪防止の研修も実施しており、施設内にはSNS等に関する警戒ポスターを掲示している。また、こどもの声や職員の気づきに基づき、洗濯干場の屋根や網戸の修繕を順次進めている。ベランダデッキの腐食箇所には立入禁止の措置を講じており、事業計画において改修を今後の課題としている。</p> <p>■改善課題 令和6年より児童養護施設等において安全計画の策定が義務付けられており、その策定と施設内外の安全点検表を作成し、定期的な実施が望まれる。事故防止策として他施設等で発生した事故事例等を積極的に収集し、その事例をもとに職員参画による再発防止策の検討が望まれる。</p>	

評価項目			評価結果
38	② 感染症の予防や発生時におけるこどもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。		a
判断基準	a	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急を要するこどもの安全確保について施設として体制を整備し、取組を行っている。	
	b	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急を要するこどもの安全確保について施設として体制を整備しているが、取組が十分ではない。	
	c	感染症の予防策が講じられていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	<input type="radio"/>	1	感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
	<input type="radio"/>	2	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底するとともに、定期的に見直している。
	<input type="radio"/>	3	担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
	<input type="radio"/>	4	感染症の予防策が適切に講じられている。
	<input type="radio"/>	5	感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>感染症対策については、施設長を委員長とする委員会を設置し、各種マニュアルを整備している。新型コロナウイルスの5類移行に伴う内容の見直しや、職員を対象とした予防・発生時対応、業務継続計画に関する定期的な研修を実施している。施設内で感染症が発生した際は、男女別の隔離スペースを確保して対応し、保護者や児童相談所へ迅速に電話報告を行っている。日常的には、手洗い後の手指消毒やペーパータオルの使用、朝夕の検温、テーブルのアルコール消毒などの予防策を実施している。また、感染症業務継続計画に基づき、備蓄リストを作成してマスクや手袋、消毒剤などの必要な資材を確保している。</p>		
39	③ 災害時におけるこどもの安全確保のための取組を組織的に行っている。		b
判断基準	a	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、こどもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	
	b	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、こどもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。	
	c	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、こどもの安全確保のための取組を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	<input type="radio"/>	1	災害時の対応体制が決められている。
	<input type="radio"/>	2	立地条件等から災害の影響を把握し、発災時においても養育・支援を継続するために「事業継続計画」(BCP)を定め、必要な対策・訓練等を行っている。
	<input type="radio"/>	3	こども、及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
	<input type="radio"/>	4	食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。
	<input type="radio"/>	5	地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体、学校、病院等と連携するなど、体制をもって避難訓練を実施している。
公表用	<p>■取組状況</p> <p>非常災害対策計画書を整備し、施設長を総括責任者とする体制や職員の役割分担を明確にしている。災害対応マニュアルや業務継続計画を策定し、職員研修を通じて事前対策や発動時の対応を周知している。館内には避難経路図や災害別の避難場所を掲示し、こどもや職員への周知を図っている。安否確認は点呼で実施し、保護者への連絡体制や職員の連絡網も整えている。管理栄養士のもと、4日分の災害時献立と食料、医薬品等の備蓄を確保している。設備面では年2回のスプリンクラー等の点検や、毎月の電気設備点検を行っている。また、地域防災連絡会を開催し、近隣企業や自治会と災害時の対応に関する協定を結ぶことで協力体制を構築している。毎月の消火・避難訓練は、感染症等の影響で中止となった月が発生している。</p> <p>■改善課題</p> <p>消火・避難訓練の毎月の実施とBCP訓練及びBCPの検証、見直しが望まれる。</p>		

評価項目		評価結果
Ⅲ-2 養育・支援の質の確保		
Ⅲ-2-(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され、養育・支援が実施されている。	b
判断基準	a	養育・支援について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた養育・支援が実施されている。
	b	養育・支援について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた養育・支援の実施が十分ではない。
	c	養育・支援について、標準的な実施方法が文書化されていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	標準的な実施方法が適切に文書化されている。
	○ 2	標準的な実施方法には、こどもの尊重や権利擁護とともにプライバシーの保護に関わる姿勢が明示されている。
	○ 3	標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
	○ 4	標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
公表用	<p>■取組状況 漲水学園業務標準マニュアルとして、家族交流や支援計画票作成など13種のほか、感染症対応や虐待防止などのマニュアルが整備されている。支援計画票作成等のマニュアルにはこどもの意見を聴くことが盛り込まれ、実習生受け入れや苦情対応に関してはプライバシー保護の姿勢が明示されている。これらの文書は職員室に備えられ、新任研修時にも説明が行われている。また、各職員がマニュアル通りに業務を実施しているかを確認し、評価する仕組みも整えられている。こどもの日課は、職員の業務の流れに沿って支援され、日々の記録によって確認されている。</p> <p>■改善課題 業務標準マニュアルや各種マニュアルは整備されているが、こどもの養育・支援に必要な「プライバシー保護マニュアル」や「苦情・相談・意見対応マニュアル」等が未整備となっており、作成が望まれる。</p>	

評価項目		評価結果
41	② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
判断基準	a	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。
	b	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
	c	標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が施設で定められている。
	○ 2	養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に行われている。
	○ 3	検証・見直しにあたり、自立支援計画の内容が必要に応じて反映されている。
	○ 4	検証・見直しにあたり、職員や子ども等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。
コメント	<p>■取組状況 第5期経営計画に基づき、業務標準書は定期的に点検し必要に応じて見直しを行っている。「アルバイト取扱要綱」では門限を21時に変更し、学業との両立や卒業後の資金作りを支援している。「携帯電話規程」では高校生のプリペイドスマホの所持を認め、連絡等に活用させている。「部活動取扱要項」は令和7年11月に見直し、対象を小学4年生からに広げたほか、同年12月には部活動資金の支給を再開している。マニュアルの改訂は、職員の提案や児童会議での意見を受けて職員会議で協議し、改訂年月日を明示して実施している。</p> <p>■改善課題 前回の調査で、見直しが必要なマニュアルとしていた「実習生受け入れマニュアル」や「業務標準書」等については、再度、検討が望まれる。マニュアルは、年1回、検証し必要に応じて見直すことが望まれる。</p>	

評価項目		評価結果
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
判断基準	a	こども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立しており、取組を行っている。
	b	こども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
	c	こども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立していない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	<input type="radio"/> 1	自立支援計画策定の責任者を設置している。
	<input type="radio"/> 2	アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
	<input type="radio"/> 3	部門を横断したさまざまな職種の関係職員(種別によっては施設以外の関係者も)が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
	<input type="radio"/> 4	自立支援計画には、こども一人ひとりの具体的なニーズ、具体的な養育・支援の内容等が明示されている。
	<input type="radio"/> 5	自立支援計画を策定するための部門を横断したさまざまな職種による関係職員(種別によっては組織以外の関係者も)の合議、こどもの意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
	<input type="radio"/> 6	支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な養育・支援が行われている。
コメント	<p>■取組状況 「支援計画票作成」マニュアルに沿って、施設長を責任者とする自立支援計画の策定体制を整えている。新規入所者には児童相談所のアセスメント票を活用し、継続のこどもには日々の記録やモニタリングから課題を把握している。年2回、児童相談所職員を交えた施設ケア会議に全職員が参加し、支援内容を協議している。計画策定時は担当職員が原案を作成し、専門職を含む全職員で内容を確認する。こどもとの面談で意向を確認し、作成後は読み合わせて説明を行っている。計画書には本人や保護者の意向を明示し、保護者へは個別に説明して同意を得ている。完成した計画書は決裁を経て児童相談所へ提出している。登校渋りなどの支援困難な事例が生じた際は、ケース会議での検討や児童相談所への相談を通じて、適切な養育支援に取り組んでいる。</p> <p>■改善課題 アセスメント票は、施設独自に作成することに期待したい。</p>	

評価項目			評価結果
43	② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。		a
判断基準	a	自立支援計画について、実施状況の評価と自立支援計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施している。	
	b	自立支援計画について、実施状況の評価と自立支援計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施しているが、十分ではない。	
	c	自立支援計画について、実施状況の評価と自立支援計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	自立支援計画どおりに養育・支援が行われていることを確認する仕組みが構築され、機能している。	
	○ 2	自立支援計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、こどもの意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。	
	○ 3	見直しによって変更した自立支援計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。	
	○ 4	自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。	
	○ 5	自立支援計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、養育・支援を十分に実施できていない内容(ニーズ)等、養育・支援の質の向上に関わる課題等が明確にされている。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>自立支援計画の評価と見直しは、半年ごとに実施している。業務標準書「支援計画票作成」が整備されており、見直しの時期や検討会議の種類、こどもの同意を得る手順などが定められている。計画の実施状況は、日々の支援や月1回のケース会議で確認している。年2回、児童相談所との施設ケア会議で課題を協議し、短期目標に沿って見直しを行っている。見直した内容は全職員で共有し、必要に応じて緊急の変更にも対応している。こうした過程を通じ、養育や支援の質の向上に向けた課題を明確にしている。</p>		
Ⅲ-2-(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。			
44	① こどもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。		a
判断基準	a	こども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。	
	b	こども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。	
	c	こども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が記録されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	こどもの身体状況や生活状況等を、施設が定めた統一した様式によって把握し、記録している。	
	○ 2	自立支援計画にもとづく養育・支援が実施されていることを記録により確認することができる。	
	○ 3	記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。	
	○ 4	施設における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。	
	○ 5	情報共有を目的とした会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。	
	○ 6	パソコンのネットワークシステムの利用や記録ファイルの回覧等を実施して、施設内で情報を共有する仕組みが整備されている。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>こどもの養育・支援状況は、施設で統一された様式に記録している。自立支援計画に基づく養育・支援の実施内容は、児童日誌や心理日誌等の各種記録から確認できる。記録の質を保つため、管理課長が正しい記載方法についての研修や助言を行い、職員間の差異が生じないように努めている。情報の共有を目的として、毎月の職員会議やケース会議を開催しているほか、パソコンネットワークシステムや申し送りノートを活用し、日々のこどもの状況を全職員で把握できる仕組みを整えている。</p>		

評価項目		評価結果
45	② こどもに関する記録の管理体制が確立している。	a
判断基準	a	こどもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
	b	こどもに関する記録の管理について規程が定められ、管理が行われているが、十分ではない。
	c	こどもに関する記録の管理について規程が定められていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	<input type="radio"/> 1	個人情報保護規程等により、こどもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
	<input type="radio"/> 2	個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
	<input type="radio"/> 3	記録管理の責任者が設置されている。
	<input type="radio"/> 4	記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
	<input type="radio"/> 5	職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
	<input type="radio"/> 6	個人情報の取扱いについて、こどもや保護者等に説明している。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>こどもの記録管理については、法人の「個人情報保護規程」や「文書取扱規程」に基づき、利用制限や漏洩防止、廃棄等のルールを定めている。管理課長が責任者となり、記録媒体や書類は職員室の鍵付きの棚で厳重に保管している。職員とは採用時に誓約書を交わし、就業規則には守秘義務違反への懲戒を規定しているほか、年2回の研修で理解を深めている。こどもには権利ノート、保護者には倫理綱領を用いて個人情報の取扱いを説明し、写真の利用には事前の同意を得ている。法人の「個人情報保護規程」はホームページで公開している。</p>	

評価項目			評価結果		
A-1 こどもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援					
A-1-(1) こどもの権利擁護					
46	A①	① こどもの権利擁護に関する取組が徹底されている。		b	
		判断基準	a		こどもの権利擁護に関する取組が徹底されている。
			b		こどもの権利擁護に関する取組が実施されているが、より質を高める取組が求められる。
			c		こどもの権利擁護に関する取組が徹底されていない。
			n		わからない、判断できない。
	着眼点	○ 1	こどもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。		
		○ 2	こどもの権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた養育・支援が実施されている。		
		○ 3	権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。		
		○ 4	権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。		
		○ 5	こどもの思想・信教の自由について、最大限に配慮し、保障している。		
	コメント	<p>■取組状況 こどもの権利擁護に向け、「個人の尊厳と人権擁護」を掲げた職員倫理綱領や、「こどもの最善の利益の実現と権利侵害の防止」を記載したサービス提供方針を掲示し、職員へ周知している。虐待防止マニュアルの整備や研修の実施に加え、職員は自己評価を通じて権利侵害の防止に努めている。こどもの意向を把握するため、児童会議やアンケート、意見箱を活用するほか、県による意見表明支援事業を毎月2回受け入れている。自立支援計画は面談で本人の意向を確認して作成している。また、毎年「権利擁護学習会」を開催し、こどもと共に権利ノートの読み合わせ等を行っている。就業規則には政治・宗教活動の禁止を明示し、こどもや保護者の思想および信教の自由を保障することで、権利が損なわれないよう配慮している。</p> <p>■改善課題 こどもの権利擁護として「虐待防止マニュアル」は作成されているが、こどもの権利条約に謳われている「生きる権利」「育つ権利」「参加する権利」「守られる権利」の保障や権利擁護の要件①こどもの意向への配慮②権利についての説明配慮③こどもの意見や苦情を述べやすい環境整備への配慮④虐待防止等を含めたマニュアルの整備が望まれる。</p>			

評価項目			評価結果
A-1-(2) 権利について理解を促す取組			
47	A②	① こどもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a
判断基準	a	こどもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	
	b	こどもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施しているが、十分ではない。	
	c	こどもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	権利についての理解を深めるよう、年齢に配慮した説明を工夫し、日常生活を通して支援している。	
	○ 2	こどもの年齢や状態に応じて、権利についての理解を深めるよう、権利ノートやそれに代わる資料等を使用して、生活の中で保障されるさまざまな権利についてわかりやすく説明している。	
	○ 3	職員間でこどもの権利に関する学習機会を持っている。	
	○ 4	こども一人ひとりがかけがえのない大切な存在であり、自分を傷つけたりおとしめたりしてはならないこと、また、他人を傷つけたり脅かしたりしてはならないことが、日々の養育の中で伝わっている。	
	○ 5	年下のこどもや障がいのあるこどもなど、弱い立場にあるこどもに対して、思いやりの心をもって接するように支援している。	
コメント	<p>■取組状況 こどもに対し、自他の権利について正しい理解を促すため、入所時や年1回の「権利擁護学習会」で「権利ノート」を活用して説明している。学習会では職員が講師となり、低年齢児と高年齢児に分かれて「自分の体は自分だけのもの」というプライベートゾーンの概念や、自他の権利について伝えている。養育目標には「他人への思いやり」を掲げ、こども同士のトラブル時には双方の人格を尊重しながら、自分たちが納得して解決できるよう見守り、適切な助言を行っている。下校後や通院時など、個別に関わる場を設けて悩みや出来事を聴く体制も整えている。避難訓練で年上の子が年下の子を誘導する姿が見られるなど、思いやりの心が育っている。また、地域の祭りや民生委員主催の行事に参加し、幅広い異年齢交流の機会を確保している。</p> <p>■改善課題 こどもが多くの人とのふれあいを通して他者を尊重し、適切な人間関係を築けるような機会づくりに期待したい。</p>		

評価項目			評価結果
A-1-(3) 生い立ちを振り返る取組			
48	A③	① こどもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。	a
判断基準	a	こどもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。	
	b	こどもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っているが、フォローなど十分でない。	
	c	こどもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	<input type="radio"/>	1	こどもの発達状況等に応じて、適切に事実を伝えようと努めている。
	<input type="radio"/>	2	事実を伝える場合には、個別の事情に応じて慎重に対応している。
	<input type="radio"/>	3	伝え方や内容などについて職員会議等で確認し、職員間で共有している。
	<input type="radio"/>	4	事実を伝えた後、こどもの変容などを十分把握するとともに、適切なフォローを行っている。
	<input type="radio"/>	5	こども一人ひとりに成長の記録(アルバム等)が用意され、空白が生じないように写真等の記録の収集・整理に努めている。
	<input type="radio"/>	6	成長の過程を必要に応じて職員と一緒に振り返り、こどもの生い立ちの整理に繋がっている。
コメント	<p>■取組状況 こどもの生い立ちを振り返る取り組みについては、入所者の多くが就学児童であり、現在は直接尋ねてくる事例は少ない。過去に相談があった際は、児童相談所と調整した上で、こどもの発達段階や個別事情に応じた伝え方をケース会議等で協議し、事実を伝えた後も気持ちに寄り添う支援に努めている。里親からの相談を児童相談所に繋いだ事例もある。成長の過程を記録するため、入所時から学校行事や生活状況を撮影し、空白が生じないよう一人ひとりのアルバムや成育歴を整備している。こどもの要求に応じてアルバムを一緒に見ながら、これまでの歩みを振り返ることで、自身の生い立ちを整理する機会を設けている。</p> <p>■改善課題 こどもが自分の生い立ちを振り返り、成長の過程を確認できるよう更なる取組に期待したい。</p>		

評価項目			評価結果
A-1-(4) 被措置児童等虐待の防止等			
49	A④	① こどもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
判断基準	a	不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	
	b	不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいるが、十分ではない。	
	c	不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	体罰や不適切なかかわり(暴力、人格的辱め、心理的虐待など)があった場合を想定して、施設長が職員・こども双方にその原因や体罰等の内容・程度等、事実確認をすることや「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行う仕組みがとられている。	
	○ 2	不適切なかかわりの防止について、会議等で具体的な例を示すなどして職員に徹底し、行われていないことを確認している。また、不適切なかかわりを発見した場合は、記録し、必ず施設長に報告することが明文化されている。	
	○ 3	こどもが自分自身を守るための知識、具体的方法について学習する機会を設けており、不適切なかかわりの具体的な例を示して、こどもに周知し、こども自らが訴えることができるようにしている。	
	4	被措置児童等虐待が疑われる事案が生じたときに、施設内で検証し、第三者の意見を聞くなどの迅速かつ誠実な対応をするための体制整備ができており、被措置児童等虐待の届出・通告があった場合には、届出者・通告者が不利益を受けない仕組みが整備・徹底されている。	
	○ 5	被措置児童等虐待の届出・通告制度について説明した資料をこども等に配布、説明している。また、掲示物を掲示するなどして、こどもが自ら訴えることができるようにしている。	
コメント	<p>■取組状況 職員による不適切な関わりへの対策として、法人の就業規程に基づく処分体制を整えている。虐待防止マニュアルには、発見時の施設長への報告を明示している。防止に向けては、倫理綱領自己評価やヒアリング、年2回の虐待防止委員会の開催、職員研修を実施している。こどもには、権利ノートやCAPワークショップを通じて自分を守る方法や通告制度を説明している。園内に「189」のポスターを掲示し、こどもが自ら訴え出るための環境も整えている。</p> <p>■改善課題 運営規程に虐待防止の種類と虐待防止の措置を記載しているが、就業規則の服務規律の懲戒には施設利用者への非違行為とあり、体罰や不適切な関わり(虐待)の明示が望まれる。被措置児童等虐待の届出・通告があった場合には、届出者や通告者が不利益を受けないよう、就業規則や虐待防止マニュアルへの追記が望まれる。</p>		

評価項目			評価結果
A-1-(5) 支援の継続性とアフターケア			
50	A⑤	① こどものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a
	判断基準	a	こどものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。
		b	こどものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っているが、十分ではない。
		c	こどものそれまでの生活とのつながりを重視しておらず、不安の軽減に配慮した移行期の支援を行っていない。
		n	わからない、判断できない。
	着眼点	○ 1	こどもの生活の連続性に関して、施設全体でその重要性を理解し、入所や退所に伴う不安を理解し、受け止めるとともに、こどもの不安を軽減できるように配慮している。
		○ 2	入所した時、温かく迎えることができるよう、受け入れの準備をしている。
		○ 3	こどもがそれまでの生活で築いてきた人間関係などを、可能な限り持続できるよう配慮している。
		○ 4	家庭復帰や施設変更、里親等委託にあたり、こどもが継続して安定した生活を送ることができるよう、支援を行っている。
	コメント	<p>■取組状況 こどもの入所時は、業務標準マニュアルに沿って受け入れ会議を開催し、担当者や配慮事項を確認している。入所初日は担当職員が居室で会話を交わしながら就寝まで寄り添い、不安の軽減に努めている。それまでの人間関係を持続できるよう、島外の保護者と毎月電話交流を行うなどの支援も実施している。家庭復帰に向けては「退所支援」の業務標準書に基づき、外出や外泊を重ねて親子双方の意思を確認している。また、担当職員やFSWが家庭訪問を行って養育環境を確認し、児童相談所と調整を図りながら支援を進めている。</p> <p>■改善課題 退所支援マニュアルは、家庭復帰や施設変更、里親委託の内容に即した対応手順の追記が望まれる。</p>	

評価項目			評価結果
51	A⑥	② こどもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b
判断基準	a	こどもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	
	b	こどもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援を行っているが、十分でない。	
	c	こどもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	こどものニーズを把握し、退所後の生活に向けてリービングケアの支援を行っている。	
	○ 2	退所後も施設に相談できる窓口(担当者)があり、支援をしていくことを伝えている。	
	○ 3	退所者の状況の把握に努め、記録が整備されている。	
	○ 4	行政機関や福祉機関、あるいは民間団体等と連携を図りながらアフターケアを行っている。	
	○ 5	本人からの連絡だけでなく、就労先、アパート等の居住先からの連絡、警察等からのトラブル発生の連絡などにも対応している。	
	○ 6	退所者が集まれる機会や退所者と職員・入所しているこどもとが交流する機会を設けている。	
コメント	<p>■取組状況 高校生を対象に、自立支援室を活用した2泊3日のプログラムで食事作りや就労体験などのリービングケアを実施している。退所後の相談窓口はFSWや担当職員が担い、島外へ出るこどもには相談先情報をまとめたファイルを渡して支援している。沖縄本島で一人暮らしを始める際は、県の委託事業と連携して賃貸物件探しや保証人契約を補助している。島内で自営業を始めた退所者からの報告や、不動産トラブルの相談には弁護士を紹介するなどの対応を行っている。正月や成人式には退所者が来園して在園児と交流するなど、退所後も継続的な繋がりを維持している。</p> <p>■改善課題 FSWや担当職員が個別に退所者と連絡を取り合い、退所後の状況の把握に努めており、記録の整備が望まれる。退所者が集まれる機会や退所者と職員・入所しているこどもとの交流に向けた支援に期待したい。</p>		

評価項目			評価結果
A-2 養育・支援の質の確保			
A-2-(1) 養育・支援の基本			
52	A⑦	① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	a
	判断基準	a 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	
		b 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めようとしているが、十分ではない。	
		c 子どもを理解しようしていない。	
		n わからない、判断できない。	
	着眼点	<input type="radio"/> 1 職員はさまざまな知見や経験によって培われた感性に基づいて子どもを理解し、受容的・支持的な態度で寄り添い、子どもと共に課題に向き合っている。	
		<input type="radio"/> 2 子どもの生育歴を知り、そのときどきで子どもの心に何が起こっていたのかを理解している。	
		<input type="radio"/> 3 子どもが表出する感情や言動のみを取り上げるのではなく、被虐待体験や分離体験などに伴う苦痛・いかり、見捨てられ感も含めて、子どもの心に何が起こっているのかを理解しようとしている。	
		<input type="radio"/> 4 子どもに行動上の問題等があった場合、単にその行為を取り上げて叱責するのではなく、背景にある心理的課題の把握に努めている。	
		<input type="radio"/> 5 子どもたちに職員への信頼が芽生えていることが、利用者アンケートを通じて感じられる。	
	コメント	<p>■取組状況</p> <p>措置書や基本データを基に、子ども一人ひとりが抱える個別的な課題に受容的な姿勢で向き合っている。家族への思いを吐露した際や、過去の虐待体験に伴う怒りの言動に対しても、その背景にある心理状態を深く理解しようと努めている。ルール違反があった際も、理由を丁寧に聞き取り、子どもの置かれた状況を把握した上で、解決策を講じている。心理士等による個別面談で精神的ケアやサポートを行っている。第三者評価のアンケートにおいて、9割の子どもが「気持ちを話しやすい施設の大人の人(職員)がいる」と回答していることから、職員への信頼が着実に育っている。</p>	

評価項目			評価結果
53	A⑧	② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	a
判断基準	a	基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	
	b	基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援しているが、十分でない。	
	c	基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	<input type="radio"/>	1	子ども一人ひとりの基本的欲求を満たすよう努めている。
	<input type="radio"/>	2	基本的欲求の充足において、子どもと職員との関係性を重視している。
	<input type="radio"/>	3	生活の決まりは、秩序ある生活の範囲内で子どもの意思を尊重した柔軟なものとなっている。
	<input type="radio"/>	4	子どもにとって身近な職員が一定の裁量権を有し、個々の子どもの状況に応じて柔軟に対応できる体制となっている。
	<input type="radio"/>	5	基本的な信頼関係を構築するために職員と子どもが個別的に触れ合う時間を確保している。
	<input type="radio"/>	6	夜目覚めるとき大人の存在が感じられるなど安心感に配慮している。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>日常生活の何気ない会話を通じて、子ども一人ひとりに肯定的で頑張りを認めるような声掛けを行い、心理的な欲求を満たすよう努めている。職員は共に遊ぶことで信頼関係を築き、子どもが安心して甘えられる環境を重視している。生活の決まりは安心して暮らすためのものとし、掃除などの役割分担は児童会議で子どもの意見を尊重して柔軟に決めている。個別支援では、担当職員が登校支援や学習、生活リズムの把握など継続的に寄り添う体制を整えている。日々の関わりの中で洗濯や片付けの練習を共に行うほか、悩みや不安を聞き、読み聞かせや通院の付き添いなどを通じて個別的に触れ合う時間を確保している。夜間の就寝時には、寝かしつけやマッサージを行うとともに、深夜から早朝にかけて3回の見回りを行い、子どもの安心感に配慮している。</p>		

評価項目			評価結果
54	A⑨	③ こどもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、こども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	a
判断基準	a	こどもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、こども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	
	b	こどもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、こども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援しているが、十分ではない。	
	c	こどもの力を信じて見守るという姿勢を大切にせず、こども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援していない	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	快適な生活に向けての取組を職員とこどもが共に考え、自分たちで生活をつくっているという実感を持たせるとともに、施設の運営に反映させている。	
	○ 2	こどもが自分たちの生活における問題や課題について主体的に検討する機会を日常的に確保している。	
	○ 3	こどもがやらなければならないことや当然できることについては、こども自身が行うように見守ったり、働きかけたりしている。	
	○ 4	こどもを見守りながら状況を的確に把握し、賞賛、励まし、感謝、指示、注意等の声かけを適切に行っている。	
	○ 5	つまずきや失敗の体験を大切にし、主体的に問題を解決していくよう支援し、必要に応じてフォローしている。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>こどもが主体的に生活を営めるよう、施設運営やルール作りへの参画を促している。児童会議では年間行事について意見を交わし、ハロウィンパーティーの実施希望を次年度の予算検討に反映させるなど、こどもの声を運営に活かしている。ゲーム機の貸し借りでトラブルが起きた際は、解決策を共に考えて納得できるルールを自分たちで作らせている。また、掃除の分担見直しを議題にするなど、主体的な検討の場を確保している。日常生活では、小学4年生から洗濯を任せるほか、部屋の掃除や持ち物管理、スケジュールの調整などを本人に委ね、自分の生活に責任を持つよう働きかけている。日頃から適切な声掛けを行い、朝寝坊による遅刻など失敗をした際も頭ごなしに叱るのではなく、「次はどうすべきか」をこども自身に考えさせ、自ら答えを出す過程を見守りながら必要なサポートを行っている。</p>		

評価項目			評価結果
55	A⑩	④ 発達の状態に応じた学びや遊びの場を保障している。	b
判断基準	a	発達の状態に応じた学びや遊びの場を保障している。	
	b	発達の状態に応じた学びや遊びの場を保障しているが、十分ではない。	
	c	発達の状態に応じた学びや遊びの場を保障していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	<input type="radio"/>	1 施設内での養育が、年齢や発達の状態、課題等に応じたプログラムの下、実施されている。	
	<input type="radio"/>	2 日常生活の中で、子どもたちの学びや遊びに関するニーズを把握し、可能な限りニーズに応じている。	
	<input type="radio"/>	3 幼児から高校生まで、年齢段階に応じた図書などの文化財、玩具・遊具が用意、利用されている。	
	<input type="radio"/>	4 学校や地域にある子どもたちの学びや遊びに関する情報を把握し、必要な情報交換ができています。	
	<input type="radio"/>	5 こどものニーズに応えられない場合、こどもがきちんと納得できる説明がされている。	
	<input type="checkbox"/>	6 幼稚園等に通わせている。	
	<input type="checkbox"/>	7 こどもの学びや遊びを保障するための資源(専門機関やボランティア等)が十分に活用されている。	
コメント	<p>■取組状況 こども一人ひとりの発達段階や課題に応じた個別支援計画を作成し、学びや遊びの場を保障している。学習面では宿題を共に行うなどの個別支援を行い、遊びにおいては年齢や興味に合わせた多様な活動を提供している。図書室には、各成長段階に適した書籍を揃えている。また、仕事体験イベントへの参加を通じて将来の職業について学ぶ機会を設けるなど、外部情報の活用にも積極的である。こどもの過度な要求に対しては、一方的に否定せず気持ちを尊重した上で、健康面やルールの必要性を丁寧に説明し納得を得るよう努めている。小・中・高校や特別支援学校とは、担任や部活動を通じて密に情報共有を図り、連携をとっている。現在は幼稚園児の入所はなく、主に学童期以上の児童を対象とした支援を適切に行っている。</p> <p>■改善課題 施設の中だけで完結せず、学習障害や発達の特性がある子に対して、放課後デイサービスや学習塾、学習ボランティア等、地域や外部の力を活用することが望まれる。 ※着眼点6は就学児がいないため、評価対象外。</p>		

評価項目			評価結果
56	A①	⑤ 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識、及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a
	判断基準	a 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識、及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	
		b 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識、及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援しているが、十分ではない。	
		c 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識、及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援していない。	
		n わからない、判断できない。	
	着眼点	○ 1 こどもが社会生活をいとなむ上での必要な知識や技術を日常的に伝え、こどもがそれらを習得できるよう支援している。	
		○ 2 こどもと職員が十分な話し合いのもとに「しなければならないこと」と「してはならないこと」を理解し、生活するうえでの規範等守るべき決まりや約束を一緒に考え、作っていくようにしている。	
		○ 3 地域社会への積極的参加を図る等、社会性を習得する機会を設けている。	
		○ 4 発達の状況に応じ、身体の健康(清潔、病気、事故等)について自己管理できるよう支援している。	
		○ 5 発達の状況に応じて、電話の対応、ネットやSNSに関する知識などが身につくように支援している。	
	コメント	<p>■取組状況</p> <p>将来自立して社会で暮らすために必要な、生活スキルや対人関係、社会的知識、健康管理などを日々の生活の中で習得できるよう支援している。職員が手本を見せ、共に実践することで、掃除や料理、役所の手続き、通院方法などを学ばせている。園の目標に規律と協調性を掲げ、スマートフォンの使い方といった日常のルールは、こどもと職員が共に話し合っって作成している。地域のお祭りでの買い物や衣類の購入、病院での受付時には、店員や職員への声掛けをロールプレイで練習し、社会性を養う機会を設けている。健康面では、怪我の手当てを年齢に合わせて教えることで自分の体を大切にする意識を育み、アレルギーを持つ子には自己管理ができるよう支援している。また、アルバイトに従事する高校生には電話対応の練習を行い、就寝前の携帯電話預かりを徹底し、インターネット上のトラブルやいじめから身を守るための心構えを伝え、情報社会で他者と適切に関われるよう配慮している。実生活に即した多様な経験を通じて、自立に向けた確かな力を育てている。</p>	

評価項目			評価結果
A-2-(2) 食生活			
57	A⑫	① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	b
判断基準	a	おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	
	b	おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫しているが、十分でない。	
	c	おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	<input type="radio"/>	1	楽しい雰囲気ですることができるように、年齢や個人差に応じて食事時間に配慮している。
	<input type="radio"/>	2	食事時間が他の子どもと違う場合にも、温かいものは温かく、冷たいものは冷たくという食事の適温提供に配慮している。
	<input type="radio"/>	3	食事場所は明るく楽しい雰囲気、常に清潔が保たれたもとで、職員と子ども、そして子ども同士のコミュニケーションの場として機能するよう工夫している。
	<input type="radio"/>	4	定期的に残食の状況や子どもの嗜好を把握するための取組がなされ、それが献立に反映されている。
	<input type="radio"/>	5	基礎的な調理技術を習得できるよう、食事やおやつをつくる機会を設けている。
コメント	<p>■取組状況 年齢や部活動、アルバイトなどの状況に合わせ、食事時間の調整や保温庫の活用により適温での提供に配慮している。食堂は緑が見える落ち着いた環境である。年2回の嗜好調査や残食調査の結果を献立に反映しており、不人気な食材は味付けや見た目を工夫して提供している。また、おにぎりやおやつ作りの調理実習を年3回実施し、食を楽しみながら学ぶ機会を設けている。</p> <p>■改善課題 「給食実施要綱」では、夕食の提供時間が午後6時からとなっており、午後6時に合わせて提供すること望まれる。時間を延ばすことで、夕食を一緒に摂る子どもたちが増えると考えられる。食堂は、「食事の場」だけでなく、子どもたちにとって大切な交流の場でもあり、おしゃべりしながらリラックスして過ごす場でもあるため、壁面装飾の工夫が望まれる。</p>		

評価項目		評価結果
A-2-(3) 衣生活		
58	A⑬	① 衣類が十分に確保され、こどもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。 b
判断基準	a	衣類が十分に確保され、こどもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。
	b	衣類が十分に確保されているが、こどもが衣習慣を習得し、衣服を通じて自己表現できるような支援は十分ではない。
	c	衣類が十分に確保されていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	常に衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用している。
	○ 2	汚れた時にすぐに着替えることができ、またTPOに合わせた服装ができるよう、十分な衣類が確保されている。
	○ 3	気候、生活場面、汚れなどに応じた選択、着替えや衣類の整理、保管などの衣習慣を習得させている。
	○ 4	洗濯、アイロンかけ、補修等衣服の管理をこどもの見えるところで行うよう配慮している。
	○ 5	衣服を通じてこどもが適切に自己表現をできるように支援している。
	○ 6	発達状況や好みに合わせてこども自身が衣服を選択し、購入できる機会を設けている。
コメント	<p>■取組状況 清潔でサイズや季節に合った衣類を確保し、用途に応じた着こなしができるよう配慮している。毎日着替える習慣や、気候や目的に合わせて自分で服を選ぶ力を育てる支援を行っている。小学4年生からは自分で洗濯を行い、中学生は制服のアイロンがけまでこなすなど、身の回りのことを自立して行えるよう導いている。衣類の補修も職員と共に経験させ、物を大切に作る心も育てている。また、こどもの好きな色やデザインといった好みを尊重し、自分の意志で服を選ぶことで、周囲に合わせるだけでなく自分らしさを表現できるよう支えている。</p> <p>■改善課題 衣服の購入店が1店舗に限られており、こどもが自分で服を選び、購入する機会を増やすためにも、購入方法(現金購入)の検討が望まれる。</p>	

		評価項目		評価結果
A-2-(4) 住生活				
59	A⑭	① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるようにこども一人ひとりの居場所を確保している。		b
判断基準	a	居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるようにこども一人ひとりの居場所を確保している。		
	b	居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるようにこども一人ひとりの居場所を確保しているが、十分ではない。		
	c	こども一人ひとりの居場所が確保されていない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	こどもにとって居心地の良い安心安全な環境とは何かを考え、積極的に環境整備を行っている。	
		2	小規模グループでの養育を行う環境づくりに配慮している。	
	○	3	中学生以上は個室が望ましいが、相部屋であっても個人の空間を確保している。	
	○	4	身につけるもの、日常的に使用するもの、日用品などは、個人所有としている。	
	○	5	食堂やリビングなどの共有スペースは常にきれいにし、家庭的な雰囲気になるよう配慮している。	
	○	6	設備や家具什器について、汚れたり、壊れたりしていない。破損箇所については必要な修繕を迅速に行っている。	
	○	7	発達やこどもの状況に応じて日常的な清掃や大掃除を行い、居室等の整理整頓、掃除等の習慣が身につくようにしている。	
コメント	<p>■取組状況 こどもが安心して落ち着ける環境をつくるため、職員は施設の環境整備に努めている。現在は基本的に1人部屋を提供し、2人部屋の場合でもロールカーテンを設置してプライバシーを確保している。衣類や日用品、文房具などはすべて記名して自分専用とし、個人の持ち物を明確にしている。共有スペースである食堂やリビングは、食後の清掃やこまめなゴミ捨てを徹底し、常に清潔で心地よい空間を保っている。家具や設備の破損は怪我の原因となるため、職員が速やかに点検と修理を行っている。また、起床時のベッドメイクや食後の片付けを日々の習慣とし、年末や新学期前には大掃除を実施している。職員が見本を示しながら共に清掃を行うことで、こどもたちが自然に整理整頓の習慣を身につけられるよう支援している。</p> <p>■改善課題 ホール横のテラスや電気周りの補修、男子寮のキッチンの蛇口の修繕、及び小規模グループでの養育に向けた具体的な検討が望まれる。</p>			

評価項目			評価結果	
A-2-(5) 健康と安全				
60	A⑮ ① 医療機関と連携して一人ひとりのこどもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。		a	
	判断基準	a	一人ひとりのこどもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	
		b	一人ひとりのこどもに対する心身の健康を管理し、必要がある場合は対応しているが、十分ではない。	
		c	一人ひとりのこどもに対する心身の健康管理が行われていない。	
		n	わからない、判断できない。	
	着眼点	○ 1	こどもの平常の健康状態や発育・発達状態を把握し、定期的にこどもの健康管理に努めている。	
		○ 2	健康上特別な配慮を要するこどもについては、医療機関と連携して、日頃から注意深く観察し、対応している。	
		○ 3	受診や服薬が必要な場合、こどもがその必要性を理解できるよう、説明している。服薬管理の必要なこどもについては、医療機関と連携しながら服薬や薬歴のチェックを行っている。	
		○ 4	職員間で医療や健康に関して学習する機会を設け、知識を深める努力をしている。	
	コメント	■取組状況 医療機関と連携し、毎月の施設内診療や年1回の定期健康診断を通じてこどもの健康管理に努めている。持病がある子には医師と連携して薬の管理や緊急時の対応を確認し、日頃の体調変化に注意深く対応している。小児ぜんそくのこどもには、日々の吸入と毎月の受診を支援し、薬の必要性を丁寧に説明することで、自分の健康に関心を持てるよう促している。服薬管理が必要な場合は記録を作成し、副作用のチェックを行っている。服薬や感染症への対応マニュアルを整備し、職員は感染症対策嘔吐用キットの使用法やシラミ感染防止対策を学習して知識を深めている。		
	A-2-(6) 性に関する教育			
	61	A⑯ ① こどもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。		b
		判断基準	a	他者の性を尊重する心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。
b			他者の性を尊重する心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けているが、十分ではない。	
c			性についての正しい知識を得る機会を設けていない。	
n			わからない、判断できない。	
着眼点		○ 1	他者の性を尊重し、年齢相応で健全な他者とのつき合いができるよう配慮している。	
		○ 2	性をタブー視せず、こどもの疑問や不安に答えている。	
		○ 3	性についての正しい知識、関心を持てるよう、年齢、発達の状況に応じたカリキュラムを用意し、活用している。	
		○ 4	必要に応じて外部講師を招く等して、性をめぐる諸課題への支援や学習会などを職員やこどもに対して実施している。	
コメント		■取組状況 性に関する正しい知識と他者を尊重する心の育成に努めている。女性職員の髪型への反応を好機と捉え、外見に縛られない「自分らしさ」や性の多様性について伝えている。集団生活の中で他者との適切な距離感を保ち、偏見なく人を受け入れられる環境を整えている。また、月経血で汚れたシーツを共に洗うなどの日常的な関わりを通じ、性に関する悩みや不安に寄り添いながら適切な知識を伝えている。 ■改善課題 年齢別(幼児期～小学校低学年・小学校高学年～中学生・高校生以上)の性教育カリキュラムを用意し、活用が望まれる。性に関するさまざまな課題(性教育、性被害の防止、性の多様性への理解など)に対応するために、外部の専門家を招いて、こどもや職員向けに学習の機会を設けることが望まれる。		

評価項目			評価結果
A-2-(7) 行動上の問題、及び問題状況への対応			
62	A⑰	① こどもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a
	判断基準	a	こどもの行動上の問題、及び問題状況に適切に対応している。
		b	こどもの行動上の問題に対応しているが、問題状況の対応は十分でない。
		c	こどもの行動上の問題、及び問題状況に対応できていない。
		n	わからない、判断できない。
	着眼点	○ 1	施設が、行動上の問題があったこどもにとっての癒しの場になるよう配慮している。また、周囲のこどもの安全を図る配慮がなされている。
		○ 2	施設の日々の生活が持続的に安定したものとなっていることは、こどもの行動上の問題の軽減に寄与している。またこどもの行動上の問題が起きた時も、その都度、問題の要因を十分に分析して、施設全体で立て直そうと努力している。
		○ 3	不適切な行動を問題とし、人格を否定しないことに配慮をしている。職員の研修等を行い、行動上の問題に対して適切な援助技術を習得できるようにしている。暴力を受けた職員へ、無力感等への配慮も行っている。
		○ 4	くり返し児童相談所、専門医療機関、警察等と協議を重ね、事態改善の方策を見つけ出そうと努力している。
	コメント	<p>■取組状況</p> <p>行動上の問題を抱えるこどもに対し、単に叱るのではなく予備室でのクールダウンの時間を設けて周囲の安全を確保している。起床から就寝までの生活リズムを整えることが、情緒の安定や問題行動の軽減に寄与している。トラブル発生時には、暴言の背景にある要因を分析し、心理士や児童相談所、学校と連携して対応にあたっている。指導の際はこどもの人格を否定せず、感情を認めつつ不適切な表現のみを諭すよう配慮している。職員は2025年の研究大会に参加し、冷静な支援スキルを習得する努力を重ねている。暴言を受けた職員には、担当の引き継ぎや心のケアを実施する体制を整えている。深刻な事態には、医療機関や警察を含む関係機関と協議を重ね、最善の解決策を模索している。多角的な視点からこどもと職員双方を支えるよう取り組んでいる。</p>	

評価項目			評価結果
63	A⑱	② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	b
判断基準	a	子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	
	b	子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいるが、十分でない。	
	c	子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないような取組が行われていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	<input type="radio"/>	1	問題の発生予防のために、施設内の構造、職員の配置や勤務形態のあり方について定期的に点検を行っており、不備や十分でない点は改善を行っている。
	<input type="radio"/>	2	生活グループの構成には、子ども同士の関係性、年齢、障害などへの配慮の必要性等に配慮している。
	<input type="radio"/>	3	課題のある子ども、入所間もない子どもの場合は特別な配慮が必要となることから、児童相談所と連携して個別援助を行っている。
	<input type="radio"/>	4	大人(職員)相互の信頼関係が保たれ、子どもがそれを感じ取れるようになっている。子ども間での暴力やいじめが発覚した場合については、施設長が中心になり、全職員が一丸となって適切な対応ができるような体制になっている。
	<input type="radio"/>	5	暴力やいじめに対する対応が施設だけでは困難と判断した場合には、児童相談所や他機関等の協力を得ながら対応している。
	<input type="radio"/>	6	子ども間の性的加害・被害を把握し適切に対応している。
コメント	<p>■取組状況 子ども間の暴力やいじめを防止するため、死角となりやすいトイレの照明を常時点灯させ、職員による複数の見守りを実施している。職員配置は毎週のヒアリングを通じて適切に管理されている。居室は基本的に1人部屋だが、同室を希望する児童には年齢を考慮して配置し、トラブル防止に努めている。職員への暴力が発生した際は、施設内での対応に留まらず、児童相談所と連携して個別援助を行っている。子どもの不安を防ぐため、毎月2回の会議を通じて全職員で情報を共有し、支援方針の統一を図っている。家庭環境に起因する困難な事例には、医療機関等の外部機関の協力を得て対応している。性的なトラブルについても、日誌を通じて些細な変化を共有し、早期発見と適切な対応ができる体制を整えている。</p> <p>■改善課題 「子ども間の性的加害・被害」のトラブルは、子ども自身が過去に性的虐待を受けていたり、適切な性教育を受けていない場合など、無自覚に他の子に加害的な行動をとってしまうことがある。そのためには、年齢や発達段階に応じた性教育を行い、早期発見・早期対応、そして再発防止のための性教育やルールづくりが望まれる。</p>		

評価項目			評価結果
A-2-(8) 心理的ケア			
64	A⑱	① 心理的ケアが必要なこどもに対して心理的な支援を行っている。	b
	判断基準	a 心理的ケアが必要なこどもに対して心理的な支援を行っている。	
		b 心理的ケアが必要なこどもに対して心理的な支援を行っているが、十分ではない。	
		c 心理的ケアが必要なこどもに対して心理的な支援を行っていない。	
		n わからない、判断できない。	
	着眼点	<input type="radio"/> 1 心理的ケアを必要とするこどもについては、自立支援計画に基づき心理支援プログラムが策定されている。	
		<input type="radio"/> 2 施設における職員間の連携が強化されるなど、心理的支援が施設全体の中で有効に組み込まれている。	
		<input type="radio"/> 3 心理的ケアが必要なこどもへの対応に関する職員研修やスーパービジョンが行われている。	
		<input type="radio"/> 4 職員が必要に応じて外部の心理の専門家からスーパービジョンを受ける体制が整っている。	
		<input type="radio"/> 5 心理療法を行うことができる有資格者を配置し、心理療法を実施するスペースを確保している。	
		<input type="radio"/> 6 児童相談所と連携し、対象となるこどもの保護者等へ定期的な助言・援助を行っている。	
	コメント	<p>■取組状況 虐待や喪失体験により心に傷を負ったこどもに対し、自立支援計画に基づき職員や心理士、児童相談所がチームとなって心理支援プログラムを策定している。専門資格を持つ心理士が勤務し、専用の心理室を確保して専門的な療法を提供している。支援に悩んだ際は児童相談所の心理士に相談できる仕組みを整え、職員は事例検討研修を通じて適切な接し方を学んでいる。入退所時の支援計画策定においても関係機関と密に連携している。また、保護者との面会や電話の機会を設けるほか、家庭訪問を通じて生活状況を確認している。保護者の困りごとに耳を傾け、必要に応じて福祉サービスや支援機関に繋ぐなどの助言や援助を行っている。</p> <p>■改善課題 こどもの心理的支援を行うためには、職員同士がしっかりと連携して協力した取り組みが必要となる。そのためには、心理士だけではなく、全職員で情報を共有し、こどもに合った対応が望まれる。職員のメンタルヘルス支援のためにも、児童相談所の心理士相談員との連携の強化が望まれる。</p>	

評価項目			評価結果
A-2-(9) 学習・進学支援、進路支援等			
65	A⑳	① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	b
判断基準	a	学習環境の整備を行い、学力に応じた学習支援を行っている。	
	b	学習環境の整備や学力に応じた学習支援を行っているが、十分ではない。	
	c	学習環境の整備や学力に応じた学習支援を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	静かに落ち着いて勉強できるようにその時の本人の希望に添えるような個別スペースや学習室を用意するなど、学習のための環境づくりの配慮をし、学習習慣が身につくよう援助している。	
	○ 2	学校教師と十分な連携をとり、常に子ども個々の学力を把握し、学力に応じた個別的な学習支援を行っている。一人ひとりの必要に応じて、学習ボランティアや家庭教師、地域の学習塾等を活用する機会を提供している。	
	○ 3	学力が低い子どもについては、基礎学力の回復に努める支援をしている。	
	○ 4	忘れ物や宿題の未提出について把握し、子どもに応じた支援をしている。	
	○ 5	障害のある子どものために、通級による指導や特別支援学級、特別支援学校等への通学を支援している。	
コメント	<p>■取組状況 各居室に学習机を用意するほか、食堂の窓際や図書室に学習スペースを設け、辞書を常備するなどして学習習慣の定着を図っている。職員は学校担任と面談を行い、授業の様子や学力を共有した上で個別的な支援を行っている。受験を控えた中学3年生には、地域の学習塾の情報を提供し活用する機会を設けている。学習に遅れがある子には、1学年下のドリルを活用するなど個別の学習プランを作成し、基礎学力の回復を支援している。注意欠如・多動症などの特性を持つ子には、居室のドアに「やることリスト」を掲示して自己確認を促すほか、忘れ物を責めずに解決策を共に考える姿勢を大切にしている。また、特性に応じて通級指導や特別支援学校への通学を支え、適切な教育環境を保障している。</p> <p>■改善課題 小学校時代の基礎学力を習得不足のまま、中学・高校に進学した場合、学習内容は科目ごとに専門性が高くなるため、支援する職員もすべての教科を教えるのが難しくなる。そのためにも、学習ボランティアの活用等で、職員の負担軽減や子どもの学習権の保障が望まれる。</p>		

評価項目			評価結果
66	A②	②「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
判断基準	a	こどもが進路の自己決定をできるように支援している。	
	b	こどもが進路の自己決定をできるように支援しているが、十分ではない。	
	c	こどもが進路の自己決定をできるように支援はしていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	<input type="radio"/>	1 進路について自己決定ができるよう進路選択に必要な資料を収集し、こどもに判断材料を提供し、こどもと十分に話し合っている。	
	<input type="radio"/>	2 進路選択に当たって、本人、親、学校、児童相談所の意見を十分聞き、自立支援計画に載せ、各機関と連携し、支援をしている。	
	<input type="radio"/>	3 児童自立生活援助事業、社会的養護自立支援拠点事業、身元保証人確保対策事業、奨学金など、進路決定のための経済的な援助の仕組みについての情報提供をしている。	
	<input type="radio"/>	4 進路決定後のフォローアップや失敗した場合に対応する体制ができており、対応している。	
	<input type="radio"/>	5 学校を中退したり、不登校となったこどもへの支援のなかで、就労(支援)しながら施設入所を継続することをもって社会経験を積めるよう支援している。	
	<input type="radio"/>	6 高校卒業後も進学を希望するこどものために、資金面、生活面、精神的面など、進学の実現に向けて支援、情報提供をしている。	
	<input type="radio"/>	7 高校を卒業して進学あるいは就職したこどもであっても、不安定な生活が予想される場合は、積極的に措置延長を利用して支援を継続している。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>こどもが自身の将来を納得して選択できるよう、進路情報の収集や対話を通じた自己決定支援を行っている。進路選択に際しては、本人の意思や保護者の意向を尊重し、学校や児童相談所と連携しながら「自立支援計画」に必要な支援を明記している。経済的な不安を抱える子には、自立援助ホームや奨学金、身元保証人確保対策事業などの制度をパンフレットで詳しく紹介している。進学や就職の実現に向け、給付型奨学金や入学金の減免制度、退所者向けの進学準備金に関する情報を提供し、学生寮やアパート探し、家賃補助制度の案内まで幅広く住居確保をサポートしている。生活面では、卒園後の自立を見据えて本人と日課を話し合い、自立支援室での2泊3日の自炊生活体験を実施している。不登校や中退により不安を抱える子には特性に合ったアルバイト探手を支援し、措置延長が必要なケースにも柔軟に対応できる体制を整えている。また、進学や就職後も電話やSNSで連絡を取り続け、環境の変化による悩みや進路変更の相談にいつでも応じられる信頼関係を維持している。</p>		

評価項目			評価結果
67	A②	③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
判断基準	a	職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	
	b	職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通じた社会経験の拡大に取り組んでいるが、十分ではない。	
	c	社会経験の拡大に取り組んでいない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	<input type="radio"/>	1 実習を通して、社会の仕組みやルールなど、自分の行為に対する責任について話しあっている。	
	<input type="radio"/>	2 実習を通して、金銭管理や生活スキル、メンタル面の支援など、こどもの自立支援に取り組んでいる。	
		3 実習先や体験先の開拓を積極的に行っている。	
		4 職場実習の効果を高めるため、協力事業主等と連携している。	
	<input type="radio"/>	5 アルバイトや各種の資格取得を積極的に奨励している。	
コメント	<p>■取組状況 アルバイトや職場体験を通じ、社会経験を広げる支援を行っている。開始前には、時間を守ることや挨拶などの基本マナーを確認し、働く責任について話し合っている。金銭管理では、職員と共に家計簿をつけ、進学や免許取得を目標に計画的な貯金を促している。高校生のアルバイト支援では、職員が勤務先に事前挨拶を行い、こまめに状況を確認している。体調不良で休む際の電話連絡のサポートなど、困りごとへのフォローを欠かさず行っている。精神面では、実習中の緊張や不安に配慮し、こまめな声掛けで自立を支えている。さらに、こどもの興味や進路に合わせ、漢字検定や英語検定、自動車運転免許の取得を積極的に奨励し、将来に役立つスキルの習得を後押ししている。</p> <p>■改善課題 実習先や体験先の開拓は、こどもにとって、地域とのつながりを深め、将来の就職先や進路選択のヒントにつながる可能性がある。そのため、職員が地域の企業や団体、個人と連携し、こどもが職場体験やボランティア、就労体験などができる場所を開拓し、こどもの可能性を広げ、施設と事業主が一緒にこどもの成長を支える場をつくることが望まれる。</p>		

評価項目			評価結果
A-2-(10) 施設と家族との信頼関係づくり			
68	A⑳	① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
	判断基準	a 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制づくりを確立している。	
		b 施設は家族との信頼関係づくりに取り組んでいるが、家族からの相談に応じる体制は十分ではない。	
		c 施設は家族との信頼関係づくりに取り組んでいない。	
		n わからない、判断できない。	
	着眼点	○ 1 施設の相談窓口、及び支援方針について家族に説明し、家族と施設、児童相談所がこどもの成長とともに考えることを伝え、家族と信頼関係を構築できるよう図っている。	
		○ 2 家庭支援専門相談員の役割を明確にし、施設全体で家族関係調整、相談に取り組んでいる。	
		○ 3 面会、外出、一時帰宅などを取り入れ、こどもと家族の継続的な関係づくりに積極的に取り組んでいる。	
		○ 4 外出、一時帰宅後のこどもの様子を注意深く観察し、不適切なかかわりの発見に努め、さらに保護者等による「不当に妨げる行為」に対して適切な対応を行っている。	
		○ 5 こどもに関係する学校、地域、施設等の行事予定や情報を家族に随時知らせ、必要に応じて保護者等にも行事への参加や協力を得ている。	
	コメント	<p>■取組状況 家族との信頼関係を築くため、入所時や支援計画の説明時に家庭支援専門相談員が窓口であることを保護者に伝えている。相談員はケース会議や施設ケア会議を通じて情報を共有し、家族関係の調整や保護者の相談に柔軟に対応している。家族交流の支援計画に基づき、面会や外出、一時帰宅を計画的に実施し、実施予定は職員間でも共有している。交流の際は外出届や誓約書の確認を行い、終了後はこどもの様子を聞き取って児童日誌に記録している。また、外食等による帰宅時間の遅れにも配慮し、連絡体制を整えている。施設の行事や運動会、部活動の大会などの学校行事への参加を保護者に積極的に呼びかけ、親子が触れ合う機会を大切にしている。</p> <p>■改善課題 管理課長が兼務の家庭支援専門相談員は、業務配分上の観点から、専任の検討が望まれる。</p>	

評価項目			評価結果
A-2-(11) 親子関係の再構築支援			
69	A②④	① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
判断基準	a	親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	
	b	親子関係の再構築等のために家族への支援に取り組んでいるが、十分ではない。	
	c	親子関係の再構築等のための家族への支援に取り組んでいない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	<input type="radio"/> 1	家庭支援専門相談員を中心に、ケースの見立て、現実的な取組を可能とする改善ポイントの絞り込みを行うなど、再構築のための支援方針が明確にされ、施設全体で共有されている。	
	<input type="radio"/> 2	面会、外出、一時帰宅、あるいは家庭訪問、施設における親子生活訓練室の活用や家族療法事業の実施などを通して、家族との関係の継続、修復、養育力の向上などに取り組んでいる。	
	<input type="radio"/> 3	児童相談所等の関係機関と密接に協議し、連携を図って家族支援の取組を行っている。	
コメント	<p>■取組状況 親子関係の再構築に向け、家庭支援専門相談員を中心にきめ細かな調整を行っている。面会や一時帰宅の状況を確認し、担当職員と共に家庭訪問を実施することで、復帰への見立てを慎重に進めている。児童相談所と協議し、方針決定後は速やかに職員間で共有している。また、保護者の健康状態に応じて医療や福祉サービスへ繋ぐなど、養育力の向上を支援している。玄関には相談用SNSのポスターを掲示し、保護者の悩みにも寄り添う体制を整えている。</p> <p>■改善課題 着眼点1の「再構築のための支援方針が施設全体で共有されている」については、職員の自己評価が16,7%となっており、施設全体での共有に向けた取組が望まれる。</p>		